

長久手古戦場国史跡指定50周年記念シンポジウム

長久手の戦い

1989 愛知県 長久手町・長久手町教育委員会

長久手古戦場国史跡指定50周年記念シンポジウム

長久手の戦い

1989 (平成元) 10.29 (日) 10:00~17:00

長久手町総合福祉会館 3階 研修室

基調講演 岩澤 愿彦

コーディネーター兼
パネリスト

三鬼 清一郎

パネリスト

新行 紀一

パネリスト

加藤 益幹

パネリスト

下村 信博

パネリスト

千田 嘉博

主催 長久手町 長久手町教育委員会

日程

9:30~10:00 受付

10:00~10:20 開会の挨拶

シンポジウム・オリエンテーション

10:20~11:50 基調講演

『長久手の戦いの歴史的意義』

岩澤 愿彦 (日本大学教授)

11:50~13:00 昼食

13:00~14:50 パネル・ディスカッション

論題『それぞれの立場からみた長久手の戦い』

コーディネーター兼
パネリスト1. 三 鬼 清一郎 (名古屋大学教授)
「豊臣秀吉の立場から」

パネリスト2. 新 行 紀 一 (愛知教育大学教授)
「徳川家康の立場から」

パネリスト3. 加 藤 益 幹 (椋山女学園大学短期大学部助教授)
「織田信雄の立場から」

パネリスト4. 下 村 信 博 (名古屋市博物館学芸員)
「尾張在地武士の立場から」

パネリスト5. 千 田 嘉 博 (名古屋市見晴台考古資料館学芸員)
「城郭史の立場から」

14:50~15:10 コーヒーブレイク

15:10~16:10 討 論

16:10~16:40 懇 談 会 (質疑応答)

16:40~16:55 総 括

16:55~17:00 閉会の挨拶

講師・パネリスト略歴紹介

岩 澤 愿 彦 いわさわよしひこ

1921年(大10)、神奈川県に生まれる。
国学院大学国史学科に学び、1949年(昭24)から東京大学史料編さんに従事する。1982年(昭58)停年退官し、現在日本大学文理学部教授。

著書『前田利家』(人物叢書)、校註本に『信長公記』(角川文庫、奥野高広共著)、『徳川諸家系譜』、『賀茂別雷神社文庫』(共に共著)、論文には「家忠日記の原本に就いて」(『東京大学史料編纂所報』2)、「本能寺の変拾遺」-『日日記』所収天正十年夏記について-(『歴史地理』91-4)、「豊臣秀吉の切支丹成敗朱印状について」(『国学院雑誌』昭和54、11月)などがある。

三 鬼 清 一 郎 みきせいいちろう

1935(昭10)、東京に生まれる。
1966(昭41)、東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。その後、東京大学史料編纂所勤務を経て、現在名古屋大学文学部教授。

著書『鉄砲とその時代』(教育社歴史新書)、『太閤検地と朝鮮出兵』(岩波講座日本歴史・近世1)、ほか論文多数がある。

加 藤 益 幹 かとうますみき

1951年(昭26)、愛知県生まれる。
1981年(昭56)、名古屋大学大学院文学研究科後期課程修了。その後、椋山女学園大学短期大学部に勤務、現在同大学部助教授。

論文「織田信雄の尾張・伊勢支配」(『戦国期権力と地域社会』所収)、「毛利氏天正末惣国検地について」(『歴史学研究』496号)、共著『新修稲沢市史 資料編七』、ほか多数がある。

新 行 紀 一 しんぎょうのりかず

1937年(昭12)、北海道旭川市に生まれる。
1965年(昭40)、東京教育大学文学研究科博士課程修了。その後、愛知教育大学に勤務、現在同大学教授。

著書『一向一揆の基礎構造-三河一揆と松平氏』(1975、吉川弘文館)、編著『新編岡崎市史2中世』(1989)、ほか論文多数がある。

下 村 信 博 しむらのぶひろ

1950年(昭25)、名古屋市に生まれる。
1978年(昭53)、名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。その後、同大学院研究生を経て、1981年(昭56)から名古屋市博物館学芸員。

論文「天正三年織田信長の徳政について」(1983『史学雑誌』92-11)、「織田政権の徳政と知行制」(1986『戦国期権力と地域社会』)、「文献からみた清須城下町の変遷」(1989『清須-織豊期の城と都市-』研究報告編)、ほか多数がある。

千 田 嘉 博 せんだよしひろ

1963年(昭38)、愛知県に生まれる。
1986年(昭61)、奈良大学文学部文化財学科卒業。同年4月から名古屋市見晴台考古資料館学芸員

共著『図説中世城郭辞典』1~3巻(1987新人物往来社)、論文「織豊系城郭の構造」(1987『史林』70-2号)、「小牧城下町の復元的考察」(1989『ヒストリア』123号)ほか多数がある。

目次

基調講演

長久手の戦いの歴史的意義

岩澤 愿彦…………… 7

論・題

それぞれの立場からみた長久手の戦い…………… 29

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 豊臣秀吉の立場から | 三鬼清一郎…………… 29 |
| 2 徳川家康の立場から | 新行紀一…………… 39 |
| 3 織田信雄の立場から | 加藤益幹…………… 45 |
| 4 尾張在地武士の立場から | 下村信博…………… 55 |
| 5 城郭史の立場から | 千田嘉博…………… 59 |

資料一覧

- 態申遣候（伊予小松一柳文書）…………… 9
- 『信長記』池田家文庫第十三（天正8年）…………… 11
- 佐久間信盛・定栄父子宛覚書…………… 15
- 候爵池田宣政氏文書（大日本史料11編ノ7）…………… 17
- 覚『信長公記』卷十二（天正7年）…………… 17
- 松雲公採集遺編類纂（大日本史料11編ノ9）…………… 19
- 覚（本願寺文書五）…………… 19
- 森長可遺言状案（下村誠氏所蔵文書）…………… 21
- 金子文書（大日本史料11編ノ17）…………… 23
- 金井文書（大日本史料11編ノ2）…………… 25
- 豊臣秀吉陣立書（大日本史料11編ノ8）…………… 27
- 『イエズス会日本年報』上268～271頁…………… 31
- 加能越古文叢（大日本史料11編ノ5）…………… 33
- 聖徳寺文書・崇福寺文書・古文書・福島家系譜（大日本史料11編ノ6）…………… 33
- 校本松坂権輿雑集（大日本史料11編ノ9）…………… 35
- 近江水口加藤家文書・中村圓一郎氏所蔵文書…………… 35
- 幸田文書・集古文書・伊木文書（大日本史料11編ノ10）…………… 35
- 正親町天皇論旨（天正10年）…………… 37
- 兼見卿記第二（天正12年）…………… 37
- 信長の官職・秀吉の官職…………… 37
- 10月28日付水谷伊勢守勝俊宛家康書状（天正10年）…………… 41
- 『家忠日記』（天正11年1月）…………… 41
- 徳川家康ヲ織田信雄に遣ス（大日本史料11編ノ5）…………… 41
- 香宗我部家伝證文・3月7日付香宗我部親泰宛信雄書状、同日付同人宛
織田信雄書状（大日本史料11編ノ5、天正12年）…………… 41
- 『三河物語』…………… 42
- 佐竹文書・3月25日付皆川広照宛家康書状、同日付同人宛大久保忠泰書状
（大日本史料11編ノ6、天正12年）…………… 42
- 徳川文書（大日本史料11編ノ6、天正12年4月9日）…………… 42
- 吉村文書（大日本史料11編ノ6、天正12年4月9日）…………… 43

長久手の戦いの歴史的意義

岩澤 愿彦

佐竹文書（大日本史料11編ノ6、天正12年3月26日）	43
野坂文書（大日本史料11編ノ6、天正12年3月23日）	43
『家忠日記』天正12年12月25日条ほか	43
『家忠日記』天正13年9月21日条ほか	43
織田氏の印章	48
略年表	48
織田信雄分限帳	48
尾張における地行地の配地状況（分限帳）	49
北伊勢における地行地の配地状況（分限帳）	51
天正11年織田信雄判物	52
分限帳の階層構成	53
分限帳に見えない支城主層	53
分限帳の上級家臣	54
兼松文書（永禄9年、10年、天正3年、4年兼松又四郎宛）	56
『信長公記』卷十五	56
吉村文書（天正12年、吉村又吉郎宛）	57
『譜牒余録』下	58
吉村文書（吉村又吉宛）	58
吉村文書（吉村橘左衛門宛）	58
小牧・長久手の戦い関係主要城郭分布図	61
重吉村古城絵図	63
小口村古城之図	64
小牧城図	65
青塚砦	65
岩崎村古城絵図	66
一条寺城	66
織豊系城郭編年表	67

一 柳市介との

一 本柳市介の書に於ては、
 右之分ニ申上候上ハ、廿石宛の者を五百石・千石宛たひ
 一万貫城廻ニて被下、七千石之代官を被仰付候ハ、
 内之申上候事ハ、
 右ノ所ニ被下候事ハ、
 一 本柳市介の書に於ては、

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

態申遣候

一加藤作内事、五十石・三拾石廻之者取上候て過分ニ知行をとらせ、
 相忘間敷と思召候而、かなめの所大柿之城を預ケおのせられ候事
 (一条中略)

一右之分ニ申上候上ハ、廿石宛の者を五百石・千石宛たひ、
 唯今ハ大柿之かなめ之城ニ二
 万貫城廻ニて被下、七千石之代官を被仰付候ハ、
 秀吉日本国事者不及申唐国迄被仰付候心ニ候
 歟、人をハ知行たけ、ニ扶持を可仕処、
 知行方も人数を多相抱候之間、
 台所入ニも給人可付と申候ハ、
 親之
 中ニも子之中ニもおしつきたる申様不可過之と、
 秀吉被思召候事
 (一条中略)

九月三日

一 柳市介との

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、
 一 本柳市介の書に於ては、

九月三日 秀吉被思召候事
 一 柳市介との

秀吉公御朱印

(伊予小松一柳文書)

八月十二日 信長公 京より別紙にて書出候へ
此無き並に大坂へは成り候へば信長公御
より入道御座り候事御自筆より申上候所
也

一又子ゆへ幸と候へば内は苦悶の働候に
世名しふ置候事御座り候事御自筆より
思ふより御座り候事御自筆より

一いふ所は御意大坂大敵と申事御自筆
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一御座り候事御自筆より候事御自筆より
御自筆御座り候事御自筆より

一先年利永殿軍の初々命事幸と
 宗道忠と少佐信白身事幸と
 利座宗と三股年所より少佐信白
 身と失事口所より少佐信白
 信白の勅事幸と事幸。

一基事より先折事と事幸人の事幸
 事幸より事幸と事幸。

一宗事より信白の事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸。

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

一宗事より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸
 事幸より事幸と事幸と事幸

信長記

池田家文庫

才十三

(天正八年)

一、父子五ヶ年在城之内に、善悪之働無之段、世間之不審無余儀子細共候、我等も思あたり、言葉二も難述之事、

一、此心持之推量、大坂大敵と存、武篇ニも不構、調儀・調略道ニも不立入、たゞ居城之取出を丈夫に構、幾年も送候へハ、彼相手長袖之事候之間、行くハ信長以威光可退候条、去而加遠慮候歟、但武者道之儀可為各別、か様之折節、勝まけを令分別、遂一戦者、信長ため、且父子ため、諸辛苦勞をも適之、誠可為本意、一筋ニ存詰事、無分別モ、未練無疑事、

一、丹波国日向守働(推任日向守光秀)天下之面目をほとこし候、次羽柴藤吉郎(秀吉)、数ヶ国無比類、然而池田勝三郎、小身といひ、程なく花熊申付、是又天下之覚を取、以爰我心を發、一塵之働可在之事、

一、柴田修理亮、各働聞及、一國を乍存知、天下取沙汰迷惑に付て、此春至賀州一國平均申付事、

一、武篇道ふかひなきニおゐてハ、以属詫調略をも仕、相たらハぬ所をは、我等ニきかせ、相濟之処、五ヶ年一度も不申越之儀、由断曲事、

一、やす田之儀(知悉)、先書注進、彼一揆攻崩ニおいてハ、残小城共大略可致退散之由、戰帛面、父子連判候、然処一旦届も無之送遣事、手前迷惑可適之、寄事於左右、彼是存分申哉之事、

一、信長家中にてハ進退各別に候歟、三川ニも与力、尾張ニも与力、近江にも与力、大和にも与力、河内にも与力、和泉にも与力、根来寺衆申付候へハ紀州にも与力、少分之者共に候へとも七ヶ国之与力、其上自分之人數相加於働者、何たる遂一戦候共、さのミ越度不可取之事、

一、小河・かり屋跡職申付候処、従前々人数も可在之と思候歟、其塵もなく、剩先方之者共をは多分追山、然といへとも、其跡目を求置候へハ、各同前事候ニ、一人も不拘候時ハ、藏納ニとりこミ、金銀になし候事、言語道断題目事、

一、山崎申付候ニ、信長詞をもち候者共、程なく追失候儀、是も如最前、小河・かりやの取扱無紛事、一、従先々自分に拘置候者共に加増も仕、似相に与力をも相付、新赛季に待をも於拘者、是程越度ハ有間敷候に、しわきたくハへ計を本とするによつて、今度、一天下之面目失候儀、其隠有間敷候事、

一、先年朝倉敗軍之刻、見合曲事と申歟、迷惑と不存、結局身ふいぢやうを申、剩座敷を立破事、時にあたつて信長面目を失、其口程もなく、永々此面に有之、比與之働前代未聞事、

一、甚九郎覚悟条々書並候へハ、筆にも墨にも述かたき事、

一、大まハしにつもり候へハ、第一欲ふかく、氣むさく、よき人をも不拘、其上汕断之様に取沙汰候へハ、畢竟する所ハ、父子とも武篇道たらハす候によつて如此事、

一、与力を専とし、余人之取次にも構候時ハ、以是軍役を惣、自分之侍不相拘、領中を徒に成、比與を構候事、

一、右衛門与力・被官等に至まで斟酌候之事、たゞ別条ニ而無之、其身分別に自慢し、うつくしけなるふりをし而、綿之中にしまりを立たる上をさくる様なるこハき扱付て如此事、

一、信長代になり、三十年遂奉公之内に、佐久間右衛門無比類働申習候儀、一度も有之まじき事、

一、一世之内、不失勝利之処、先年遠江へ人数遣候刻、互勝負有習無紛候、然といふとも、家康公之使をも有之条、をくれの上ニも兄弟を討死させ、又ハ可然内者打死させ候へハ、其身依時之仕合、遁候かと、人も不審を可立に、一人も不殺、剩平手(汎秀)を捨ころし、世に有けなる面をむけ候儀、以爰条々無分別之通、不可有紛之事、

一、此上ハいつかたの敵をたいらけ、会稽を雪、一度致帰参、又ハ討死する物かの事、

一、父子かしらをこそけ、高野之栖を遂、以連々赦免可然哉事、

右数年之内一塵無働者、未練子細、今度於保田思当候、抑申付天下信長に口答申輩、前代始候条、以爰可致当末ニヶ条、於無諍者、二度天下之赦免有之間敷者也、

天正八年八月 日

(群書類本文庫文書は「天正八年八月廿二日」と二行得き、御使猪子兵助・長霧中野又兵衛」とある。中川保夫氏所蔵文書(第一条・第二条の初め)は、「八月廿三日佐久間かたへ」とあり、又兵衛の下に「被仰出候也」とある。兩者とも江戸中期ころの写。ともに「覚書」の本文と大異ない。)

大御ち

らん人々申給へ

ちくせんのかみ

ひて言

おんとしせう入おやこのき中へ申のうりも御さなく候、それさぬ御ちうらおとし御まうさんすいでやう申候、それくもこくもとへはりいて、できあひ十ちやう十五ちやうよとりあひ候うへをいいて、おやこの人ふてよけき、それらちうらおとし申候事、うすかさりも御さなく候、

一三三へもん殿、藤三郎との兩人あま事あき事、わをら一人のあけきの中

のよろひひとこの事よて御さ候、兩人のせめてとりそて申候てこそ、せう入の御とうしををくり申へ候と、まんそくつうあつり候事、
一それさぬとどう御さあるぬしきとそんし候て、これのまのうりあんし申候、せひともがを御いし候て、御あけきをやめらぬ、兩人のこともちのき御さをもをいらを候り、せう入おやこのとふらいよもあり申へ候ま、せひともこのと申候あ、御まうとうまへもちうらを御つけ候て給候へ候事、

一まのくらしし、その海うのこり候にんまの三三へもんとのよつけ申候やうま、しんし候あ、その御かくこあされ御まうさん御やめ

大御ち

一せう入をまさせられ候とおやしめし候て、ちくせんを御らんし候へ候あまやうまもちそ申候ものまいりをもさせられ候やうまいし候へ候事、
一あきのやひやうへ申ふくめ、御ままいより、それらあり候て申へ候へとも、いままへのきよて候あひさんし申さす候、こもとひま我あけ、御ままいより、そのときせう入おやこの此あひの御録んころのきをせめて御物うより申へ候、あまよとよつて、それさぬ御心のうちすいぞやう申候て、御いとをしくそんし候へま、御まうとうしへも、このよし申へ候、まこ七郎、そのもとま、ささき候、あんとそんし、御まろの留すいよはうりし、あいらせ候、まこ七郎めい、のちをさすうり候も、せめて三三おと、いのめよかあか、まて候と、御まれしく思ひ、くらしくいやひやうへ申へ候、

卯月十一日

大御ち

らん人々申給へ

かて吉花押

返々、それは御さあひあしく候よし申候ま、だしうあるもの仰ふくめられ、御あいき之事仰こさるへ候、よきやうよ申つけ候て、あいらせ候へ候ま、御心をおうるぬしく候以上、
わさと申へ、三三へもんちきやう以下こもとのふん、ごんうあすういさちやう兵ふこまへ候ま、そのとういうわどの人うを御うきつけ候て、御まやう、ふれありとも仰ふくめられ、物申もの給候へ候、それまふら、いちまきやううま、まへ候、

大御ち

らん人々申給へ

ちくせんのかみ

ちくせんのかみ
御ふまのしく、おやせのことく、かのいのまろ、まきく十人、うり、その海う三百のうりうちととし申候せう入の御とふらいうけんをいし候、五月七日ノ御ま、あはくめて、さき事申候へ候、

大御ち ちくせん

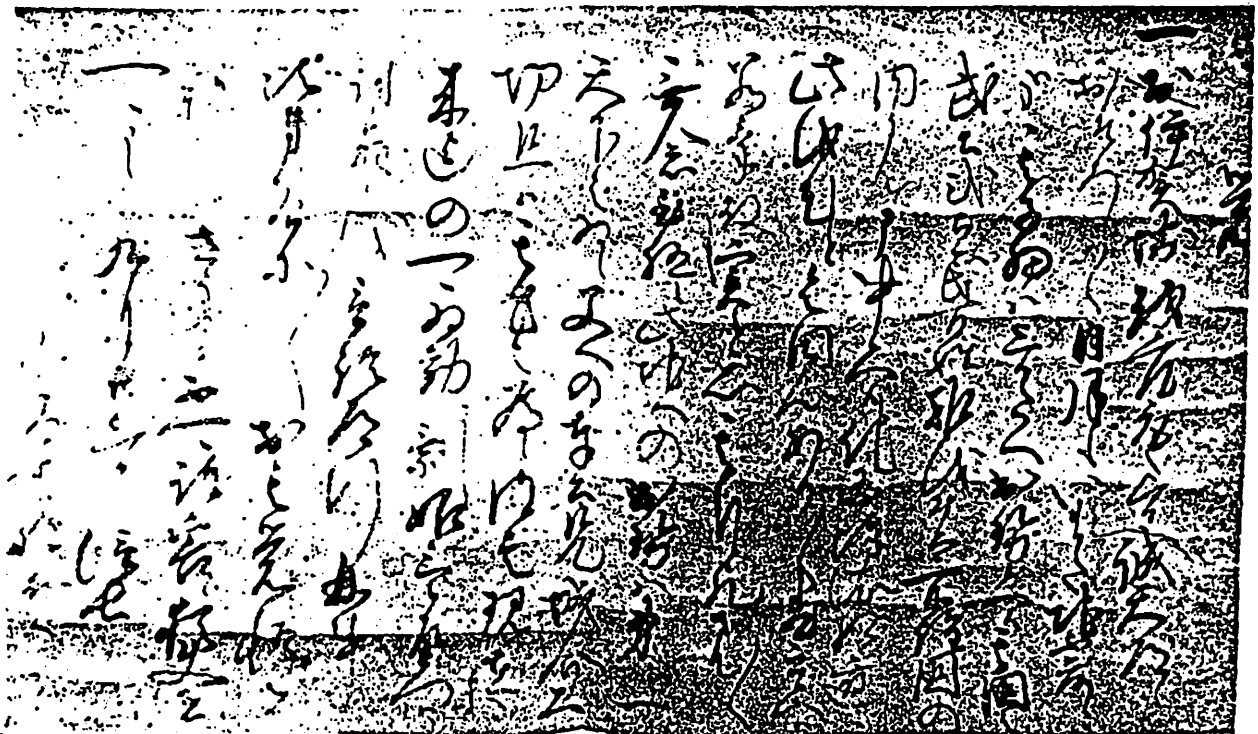
向々やうて、そのとうへあり候へ候ま、くせしく申へ候ま、わさと申へ、きれふあ、もとへあひこし候やうて、そこもとへあひ候へ候ま、その御あ、うへ候へ候又すし一かけあり候、うご御めをしまて申へ候、

十七日

大御ち

ちくせん

〔大日本史料二編ノ七〕



大御ち ちくせんのかみ
大御ち ちくせんのかみ
大御ち ちくせんのかみ
大御ち ちくせんのかみ

今度伊賀掣 越度取候旨誠天道もおそろしく日月未賤于地其子細者上かたへ出勢候へ、其國之武士或民百姓難儀候條所詮國之内にて申事候へ、他國之陣依相遁此儀尤と同心あり、敷云へ、若氣故實と思如此候哉さて、無念至極候此地へ出勢、第一天下之爲父へ之奉公兄城介大切且、其方爲彼是現在未來之可爲劔刺始三郎左衛門討死之儀、言語道斷曲事之次第候實に於其覺悟者親子之舊離不可許容候猶夫者可申候也

九月廿二日

北島中將殿

信長

信長公記

卷十二

(天正七年)

一此日比、秀吉甥子之令覺悟、人にも慮外之味沙汰之限候、何れの者にもさし下、甥妹をみせ候へても、爲何者も秀吉甥と存、可崇候に覺悟持取川候事、

一是以後者、秀吉不致許容、如無之可仕と存切候へとも、又ハ不便之心出來候之間、此一書を思出、書付候間、心もなをり、人にも人と被呼候に依りてハ、進退之儀右之外より取上可申事、

一今年木下助左衛門、同勘解由相付候處、兩人なからあとに殘討死不便候、兩人之もの殺候事、○助休勘解由、長久手ニ殺死ス、取分迷惑と可存處、其心ハ無之、一柳市助を以、津田盛物とやらんをほしき由申候、縦秀吉誰やの者を預ケ候共、今度被成御預候もの一人も不殘、兩人なから討死いたさせ、我者このり候之間、又御預ケ之儀、外聞迷惑之間、斟酌可申處、申させ候ものハ、中々不及申、取次候もの無分別の大たハけと存、既市助めを手打こもいたし度と秀吉存、今迄言葉にも不出、腹中こふりこみ候て加遠慮候、能々致分別、諸事にたしなみ之候て、秀吉甥之されかと被呼候者、何より以可爲満足候間、右之守一背心持已下嗜尤候事、

一覺悟もなをり候者、いつれの國成共可預奉行候、只今之ことく無分別之うつけにて候者、命を助遣候とも、秀吉甥子之沙汰候而、於秀吉非可失面目儀候間、手討可致候、人をきり候事、秀吉きらひにて候へとも、其方を他國させ候へは、はちの恥にて候之間、人手にハ懸申間敷候事、

一此中ハ人にも不云、器川又ハこさかしく物をも申付、武者をも可致と見及候者、御次ハ病者候之條、秀吉代とも可作○河井氏開書、可作、致歎とも存候に、其方之様ニ覺悟持仕候ハ、秀吉名字を不可殘と、天道よりのはからひにて候かと不及是非、さとりを橋候間、くやみも無之候、

右五ヶ條之通、是以後分別候て暗於無之者、八幡大菩薩人手ニハ懸申間敷候、委細善淨房、蜂須賀彦右衛門尉兩人ニ中含遣候間、せかれにて候共、○河井氏開書、せかれにもトアリ、其心得取用候、已上、
九月廿三日 秀吉(花押)

(大日本史料川編ノ9)

(本願寺文書五)

覚

一 糸くせん... (Handwritten text in cursive style, starting with '糸くせん...')
一 さらりと言わ... (Handwritten text in cursive style, starting with 'さらりと言わ...')
一 たり言... (Handwritten text in cursive style, starting with 'たり言...')

天正十九年十一月廿日 御書下

内文長

森長可遺言状案

一、さわひめのつほ (羽巻) 秀吉様へ進上。但いま「八守治 (山城)」
 一、たいてんもく (天目) 秀吉様へ進上。ふだにあり。
 一、もしうちしに候へ、(討死) 此分三候。母ニ候人ハ、かん (勘)
 忍分 (忍分) 三 (三) ぶん (分) 秀吉様へ御もらい、京ニ御いり」候へく
 候。せんハ今のことく御そはに「奉公之事。
 一、我とあとめ、くれくいやにて候。此城ハ」かなめ (美濃兼山)
 にて候間、たしかなるものを秀吉様「よりおかせら
 れ候へと御申之事。
 一、おんな共ハ、いそき大かきへ御越」候へく候。
 一、あしきちやのゆとうく、(近且) かなわ「きさしせんニ
 御とらせ候へく候。
 一、ふだのほかハミなせん」にとらせ申候。但成次第
 天正十二三月廿六日 (朝) あさ (森武蔵守長可) むさし
 尾藤甚右衛門此由御申候へく候。
 留申候く。
 又申候。京のほんなミところ (秘蔵) にひ「そのわきさし
 ニツ御いり候。せんニとらせ申候。尾甚ニ御申候へ
 く候。おこう事、京のまち人に御とらせ候へく候。
 くすしのやうなる人に御「しつけ候へく候。は」
 候人ハ「かまいてく京ニ御いり候へく候。せんニ
 ムもとあとつき候事」いやにて候。十まんニツ、
 百万ニツ、さ「うまけニなり候ハ、ミなく」
 ひをかけ候て御しに候へく候。」おひさにも申候。
 以上。

(下村誠氏所蔵文書)

覚

- 一、(1) 沢姫巻 (1) 秀吉様へ進上。但いま「八守治 (山城) 宇治郡」にあり。
- 一、(2) 天目 (2) 秀吉様へ進上。ふだにあり。
- 一、(3) 勘分 (3) ぶん 秀吉様へ御もらい、京ニ御いり」候へく候。せんハ今のことく御そはに「奉公之事。
(千山森忠政)
- 一、我とあとめ、くれくいやにて候。此城ハ」かなめ (美濃兼山) にて候間、たしかなるものを秀吉様「よりおかせられ候へと御申之事。
- 一、おんな共ハ、いそき大かきへ御越」候へく候。
(美濃八郡大垣)
- 一、あしきちやのゆとうく、(近且) かなわ「きさしせんニ御とらせ候へく候。
(森武蔵守長可)
- ふだのほかハミなせん」にとらせ申候。但成次第
(朝) 天正十二三月廿六日 (森武蔵守長可) あさ むさし
- 尾藤甚右衛門此由御申候へく候。
 留申候く。
- 又申候。京のほんなミところ (秘蔵) にひ「そのわきさし
 ニツ御いり候。せんニとらせ申候。尾甚ニ御申候へ
 く候。おこう事、京のまち人に御とらせ候へく候。
(深師) くすしのやうなる人に御「しつけ候へく候。は」
 候人ハ「かまいてく京ニ御いり候へく候。せんニ
 ムもとあとつき候事」いやにて候。十まんニツ、
(惣) 百万ニツ、さ「うまけニなり候ハ、ミなく」
(死) ひをかけ候て御しに候へく候。」おひさにも申候。
 以上。

※

(1) 佐保姫巻とも書かれる。詳細は「宗湛日記」天正十五年十月二十二日条参照。(2) 長可は天正十二年四月九日長久手の戦で戦死。(3) 戦死者の遺族や客分の士隠居などに当座給付される知行。(4) 本阿弥家は、代々刀剣の鑑定・研磨を職業とした。(5) 仕付。嫁にやること。
 天正十二年羽柴秀吉と織田信雄・徳川家康との交戦に際し、秀吉に所属した森長可は、徳川氏の将奥平信昌と戦って敗北したのを恥じて討死を決意し、この遺言状を書いたという。尾藤甚右衛門尉は秀吉側近の臣で、一時羽柴秀次に配属されたが、のちに罪を得て追放の上殺害された。

※

一、サホヒメ大壺ハ 七斤餘入ト也眉ナデドウハル乳内一ツ次付候カ
 トミユル土赤ノニソト白ケタリ土ノ心ハヨシ上薬ハ薄クシラリト
 膏ノ也一方ニ三寸ホドノツホスリ有コノマツニ一方ニ四五寸ホド
 ニベツタリト押入タルヤウニ有ソノ下ニナダレ十四五アリニツハ
 底マデ懸ルソノ下ニヨコニコブアリ底ニさほ姫ト相阿ノ判アリカ
 ナニ又左ノ方ニソロテさほひめト其上ニ能阿ノ判アリ口高一寸ホ
 ドニ但下シムルロクロ三ツアザヤカニ段々ニ候遠山アリアザヤカ
 也常ノ壺ニナリモ替ル也又蓋ノ内ニさほひめト有是ハ宗及番付候
 ト也宇治森處ニテ也

深重申談候上者、弓矢違存分、於彼表領知一庶可申合候、委曲瀧本寺可被申達候、恐々謹言、

〔天正十二年〕十一月四日

長官 元親(花押)

金備

御子息始末之義承候、對我等別而御入魂之儀候條、自然之義候共、貴所御時不相替可申談候、其上勿論周敷家、於郡中如何様ニ被申方候共、相違有間敷候、委曲瀧本寺可有演舌候、恐々謹言、

〔天正十二年〕十一月四日

長官 元親(花押)
長彌三 信親(花押)

金備

〔天正十二年〕 備後守 元宅

尚々必々存候、外聞可然やうニ取沙汰候へく候、ひかしあんし候て、第一馳走可申事專一候、

向後之心得候間、如此ニ申おき候キ、
一、忤家之様證、我等義ニ兩家しう中ニ可被申聞候、周敷之家、當家同前ニ我等申付義ニ、萬事毘沙瀨丸可申付候、彼家ニ人體を別ニ被相定間敷候、乍去、毘沙瀨丸可申付者意次第迄候、

一、於郡中、自然只今之もち口ニ付被申衆候者、兩家家中覺悟者被相濟、兩家をあひすて被打置候か、左様被成共、土州へ他國人取沙汰、少もくよろしき存分有間敷候、
一、元親・信親・久内藏・瀧本寺を以、深重ニ申合仕御座候間、土州より郡中へ被仰談候所者、兩家心道有間敷候、萬一於郡中被及心遣、於爰元不相濟候者、元親公御父子より御敷通すみ付を給置候間、此旨被注土州へ可被得御意候、元親公御存分不立候者、外聞も不苦候、よねんもなき事ニ候、

一、此弓矢元親御父子被注御存分ニ候者、西表にて一ると被仰付之由、是又御一通候間、なへ千代丸を人體ニ被仕候て、石四兵くやくを被仕候て可然候、知行等之儀ハ、兩家しう中忠儀手から次第ニ可被申付候、

一、あな其外とうく以下ハ、みなく毘沙瀨丸可被取候、其上心ころ付、毘沙瀨やり候ハ、存し次第迄候、ひみしんほち事ハ毘沙瀨すいふんニひきまわせて可被申候、しう中御山事等之義ハ兩家しう中次第ニ可被仕候、菟角兩家ニ萬一きず付候ハ、毘沙瀨丸覺悟仕らてへくちおしき迄候、第一此條專一候、恐々謹言、
〔天正十二年〕六月十一日 元宅(花押)

(大日本史料二編ノ17)

金子元宅遺書 天正十二年十一月四日

Handwritten cursive text (kuzushiji) corresponding to the printed text above, including the main body of the letter and the signature '元宅(花押)'. The text is written in vertical columns from right to left.

先度者預御書謹而拜見仕候。○遠野家文書ニハ、本月八日ノ柴田我等間柄何と哉、覽被聞召可被成、御肝煎由奉存候、乍去右に相定申候一書并誓紙血判之管相違申候へり、何なる儀も入申聞敷存候事。

一 信孝様三助様其外家康誓紙并宿老共之一札以下未來を大事に存我等るに所持仕候事。

一 御兄弟様雖多御座候、別而前々より被懸御目候條、今以左様可有御座と存候へり、我等程被懸御目候者多出來候故、跡へ罷成無念に存候事。

一 信孝様三助様御兩人、御名代御あを召ひ被成候に付而、何を御名代に立置候へんと、宿老共清須ふて令談合候處、信忠様御子を取立申、爲宿老共も了て可申と相定、御兄弟之儀を伺候へり、尤之由被仰出候間、四人之宿老共かやうにも可有御座と存、御誓紙を乞へと、從清須、岐阜へ御供申、信孝様若君様を預け申候事。○秀吉、遠野家等、清須ニ合シ、信忠及ノ記、御目候ニ見ユ。

一 日數無幾程御座候に、安土へ若君様を移參らせ居るまじき由、信孝様被仰候て、於于今、其儀無御座候事。○秀吉、長秀ニ書テ、八月十一日、安土ニ見ユ。

一 御兩人之御兄弟様と、御名代を御あを召ひよて御座候に付而、御主におと致るに、迷惑仕候、御次も如被成御存知、十五六に御成候て、武者をも被致候間、御主に用申ても、人笑申間敷といへとも、我等發子といひ候間、八幡大菩薩愛宕も御照覽あを、御主に用させ候事、たゞ申候共有之間敷と、ふつ侍と思切候事。

一 何様か賢人をばとて、何なる儀も、信孝様御事不及申、御一類迄も御進退成候りぬを、馳走可申と存候、何事にも御座候哉、御兄弟様其外御宿老衆之御惡を請申候儀、迷惑に存候事。

一 如御存知、上様御存生之御時も、我等に播州但州を被下、其上北郡於于今無不甲斐雖御座候、西國之先懸仕候へと、上様被仰出候に付、播州致在陳候處に三木之別所企謀叛、筑前迷惑仕候處に、重而荒木攝州伊丹に在之謀叛を仕上り、通路を取切雖申候、終別所り、刻首申候に付而、上様重々預御褒美御感狀、其上但州金山御茶湯道具以下迄取揃被下、御茶湯雖御政道我等の被免置、茶湯を可仕と被仰出候事、今生後世難忘存候、されやの御人々ゆるしむのよはせらるへきと存出候へり、夜泣涙をうかめ、御一類之御事迄あふにも不存候事。

一 右之御褒美之事不及申、安土へ致伺、公上様之懸御目候へり、御座所へ被召上候て、筑前へ御出候に付而、猶々々々をいひ、去年あて御座候哉、四州之内鳥取之城雖爲名城取卷申、悉刻首、是又因幡一國之事、不及申、伯耆之國中迄本意仕候事。

一 明知め構逆心、上様京都に御座候を、夜討同前といひ、御腹をめさせ候、我等在京をいひし於在之者、小者一僕に而成共御座所へ走入腹十文字に切候共本意之上あて御坐候に、其刻備中之國へ罷越、かきやの城もくもの城資崩、悉刻首申候て、重高松と申城の名城あて、三方にふけを抱其上堀ひろく、ふけたち不申に付而、力資に成不申、水資にいふまへきと筑前見及申候て、右之高松取巻をせし、水とや土居半分にあうり、城迷惑仕候に付而、西國悉刻首、毛利一類後卷に罷出、五萬計にて、筑前二二万に而取巻候所へ、五六町に罷越、相陳をかまへ、後卷可仕、敵相定申候事。

一 右之陳取、筑前不用後卷、猶々堅取巻申候へり、城主腹を切可申と懸望申候へ共、免不申候處に、六月二日於京都、上様御腹めされ候由、同日に注進御坐候筑前おとろき入雖存候、御腹之御供ひそ不申候共、於此陳之任本意、城之事の不及申、毛利を切崩刻首申候者、明知退治之儀のやまく御座候と存切終城主之事の不及申、悉刻首申候事。○高松、築城ノコト、六月一、手前隙明申候間、毛利陳所へ切懸可切崩に相定候處、毛利合懸望、國を五ツ、筑前に於人質兩人迄相渡可申由申候へ共、許容申問敷に雖相定、明知め討果申度に付而、毛利一書并血判人質兩人迄請取、同七日、廿七里之所を、一日一夜に播州姫路へ打入候事。○秀吉、姫路ニ歸ルコト、同六月四日、

一人馬をも相休切上可申と存候處、信孝様大坂に御座候を、明知め河内へ合亂入、とや大坂を取巻御腹を可召之由、八日之酉之刻に、風便に御注進候之間、若信孝様御腹を被召候て、なにかも不入儀と存夜盡かし、十一日之辰之刻に、尼崎迄令著、陳人數不相揃討死仕而も、川を越、致後卷可申に相定候事。○秀吉、尼崎ニ抵ルコト、

一 同十二日に、池田を致同道、同中川瀬兵衛高山右近令談合、山崎表へ馳上申候へ共、高山と中川瀬兵衛と御先をあらそひ候間、筑前申候に、高山申も無餘儀候、手先之儀に候條、一番合戦候處に、陳取をかまめ、瀬兵衛と申談、合戦之陳取尤之由申候て、兩人の山崎之内に陳取を固させ、それよ了次之天神之馬場迄、我等ものを取績陳とらせ、大坂へ人を進上申候間、働雖可申候、信孝様を相待富田に一夜陳相懸申候事。○秀吉、信孝ヲ迎フニ見ユ。

一 次之十三日晝時分、川をこさせられ候條、筑前も御迎に馳向、懸御目候へり、御落泊、筑前も得え申候儀、無御座候事。

一 其十三日之晚に、山崎に陳取申候高山右近、瀬兵衛久太郎手へ、明知め段々二人數立切懸候處を、道筋者高山右近、中川瀬兵衛久太郎切崩候、南之手の池紀者、我等者、加藤作内、木村半平、中村孫平、大切崩候、山之手の、小一郎、黒田官兵衛、神子田半左衛門、前野將右衛門、木下勘解由、其外人數を以切崩候て、則勝部寺を取巻候へり、明知め夜暮に、北落候所を、或は川へ追入候儀、我等覺悟に而仕候、就其明知め山科之數之中に、北入百姓に首をひろられ候事。○秀吉、光秀ト山崎ニ見ユ。

一 信孝様之致御先懸、御無念をやめさせ居る候事者、我等覺悟よて候に存候、筑前不能上候共終に、信孝様明知め首を刺させ居候へき御事、案之内との可被思召候へ共、筑前之やく、毛利をも物之數にせし、馳上り、信孝様天下之ほまきをとらされ候へり、筑前覺悟に而何様も在御馳走か、ゆからせ居候へきと存候へり、其御成り無御座、人並に被思召候事、迷惑に存候事。

一 即江州へ致御供、山本之城阿閉持候といへとも、先人數に申付、首を切可申といへとも、令降參人質を出申に付而、尾濃之御成取可有之とくあり、命を助、長濱へ罷通候事。○秀吉、長濱ニ入リ、阿閉貞大ヲ斬ルコト、六月十六日ノ夜ニ見ユ。

一 濃州之面々城を推懸成御敵、いなと山をば、既齋藤玄蕃允被相上候といへとも、長濱へ罷越、我等といふと山可被相渡に被懸候、其外國衆之人質不殘我等請取申候、長松へはせて馳向候之間、一國之者首を助申候事。

一 從其尾州へ罷越、又候哉、逆人成敗いふまへきと申候處に、我等討取之御城、屋中候へり、國中之人質不殘、三河、信濃、堺迄出申候間、不及是非候、是又首を助申候事。○秀吉、英濃、尾張ニ入リ、光秀ノ殘黨ヲ一右之ほねたり申候儀、悉我等一人之覺悟に雖相任候御國にけをいひし、御兄弟御兩人様へ先國を可致進上と存候て、宿老共と令談合、濃州之儀の岐阜御城を久太郎上置申候へ共、御國を相添、一國之人質共、信孝様へ進上申候事。

一 尾州をは清須之城相副、一國之人質共、三助様へ相渡申候事。

一 御國に相殘御知行方御忠節之者共、其外宿老共、久太郎召置候江州北郡之知行并長濱之城迄、柴田誓紙を取相渡申候事。

一 坂本之儀、我等取口に可仕由、各雖被申候、坂本を持候へり、天下をば、少候て、筑前天下之意見をも依中、度志賀之郡を相抱候と人も存候へり、少之間も、其以爲迷惑に存、賢人をばとて、五郎左に相渡候事。

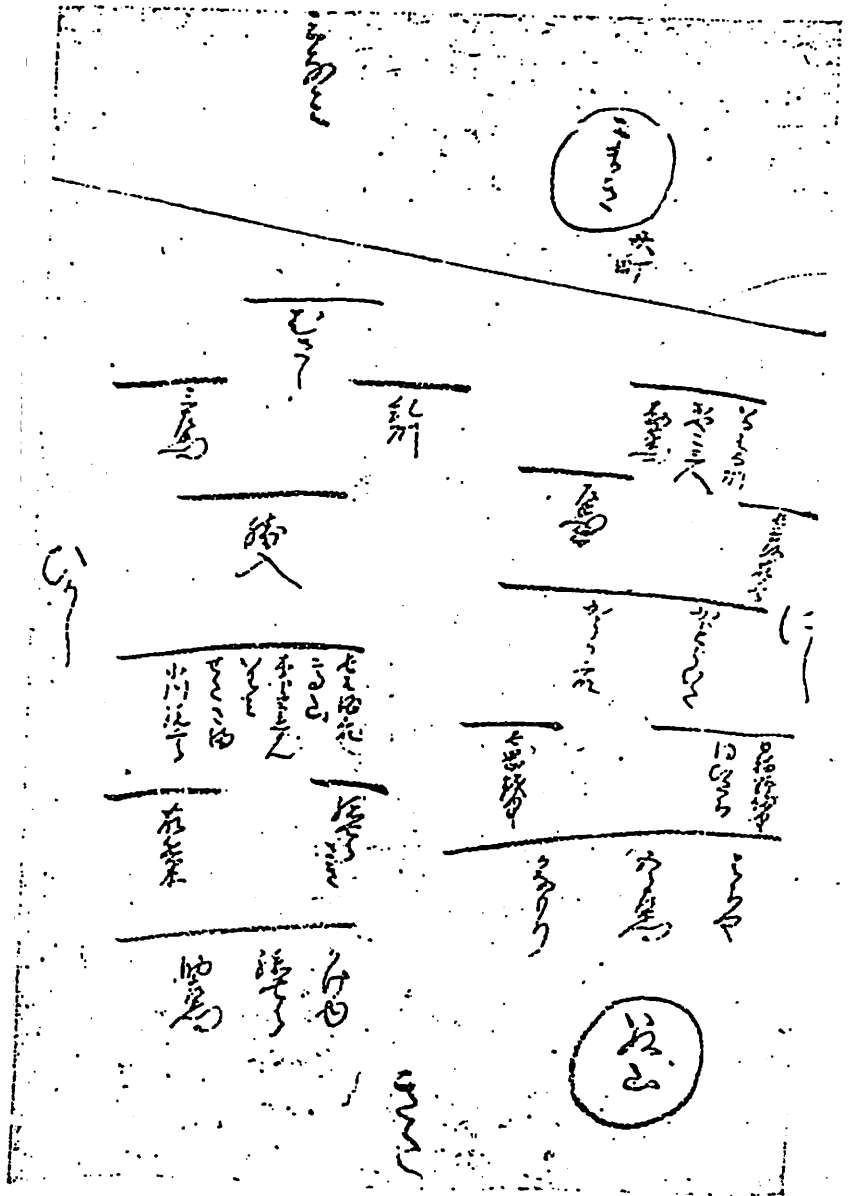
一 御佛事被仰、御兩人様へ、從御次被申上候由、被申候へ共、兎角之御返事もかく、又御宿老衆御佛事之沙汰も無之に付而、天下之外聞如何と存、如御存知、小者一僕之者被召上、國を被下候て、人並を仕候事、上様之御芳情須彌山よりもたもく奉存に付而、不叶御佛事いひし候御跡をもせし、せられ、六十餘州之御佛事御座候り、筑前の御葬禮過追腹十文字よきり候ても、八幡大菩薩無御坐候、此由信孝様へ御披露頼入候恐々謹言。

十月十八日 秀吉在判

齋藤玄蕃 允殿

岡本太郎左衛門殿

○大日本史料(編ノ二)



(森所氏男利田前 繪仙) 豊臣秀吉陣立書

〔秋田文庫〕

秋田文庫
長谷川藤五郎
同 勘右衛門尉股
合五千

英 渡 守 股
合参千

池田三左衛門尉股
合参千

右 稻 葉 興 州 股
同 勘右衛門尉股
合参千

長谷川藤五郎股
同 勘右衛門尉股
合五千

山崎源太左衛門尉股
池田孫次郎股
多賀新左衛門尉股
合参千

日根野勘中守股
同 常陸介股
同 藤六左衛門尉股
同 大剛守股
同 左馬助股
同 山内伊右衛門尉股
合参千

英 渡 守 股
合四千

青山助兵衛尉股
戸田半右衛門尉股
太田小源五股
大嶋公八股
合参千

羽柴左衛門督股
合五千

筒井四郎股
伊藤掃部股
合参千八百

筒井 股
合参千

寺西小左衛門股
進藤山城守股
上田左太郎股
中井平右衛門尉股
合参千

金森五郎八股
合参千

筒井四郎股
合参千

蜂屋出羽守股
惟住越前守股
合五千

秀吉花控

惣都合四万九千餘

〔大日本史料 二編 八〕

それぞれの立場からみた長久手の戦い

1 豊臣秀吉の立場から

三 鬼 清一郎

報告要旨

豊臣秀吉にとって家康・信雄との対決は、織田政権の正統な継承者としての地位を確立するために不可避なものであった。天正11年の大坂築城は、秀吉みずから「五畿内之廉目能所」と述べているように、海陸交通の要衝で、安土城の規模を遥かに超え、たとえ風評であったにせよ、京都から内裏や主要寺院を移転させると思わせたほどであった。これは、全国制覇への足掛りとしては大きな意義を有するが、この時点での秀吉は、確乎とした政権構想をもつには至っていない。

秀吉としては、信雄家臣団の動揺を促し、政治的に有利な地歩を固めることにつとめた。長久手の戦いは、このような外交戦略のなかでの局地的な衝突であり、それから半年後に伊勢桑名における和議によって決着がつけられた。このころ秀吉は、信長の位牌所として天正寺の造営をはかっている。当時の年号を冠したこの寺は、やがて造営中止となり、これに代わって方広寺大仏殿という、豊臣家の先祖供養をも営むものが出現した。このときに秀吉は、関白・太政大臣という当時における身分秩序の最高位をきわめ、鎌倉・室町幕府とも異った、公家的色彩の濃い武家政権を樹立していたのである。家康をはじめとする武将はこれに臣従したことは言うまでもないが、秀吉にとって、家康を武力で圧伏したわけではなかった。豊臣政権のその後の動きは、徳川氏との緊張関係という一本の糸に貫かれていたといえよう。これは、関ヶ原の戦いにいたる過程が証明するものであるが、その原因の一つは、長久手の戦いが両者がこの場で雌雄を決することはなく、勝敗が預りとなったところにあると思われる。

1 残存史料の性格

「長久手記」「小牧戦話」等に描かれた合戦像
秀吉の発給文書から
——判物と印判状（朱印状）——

2 賤ヶ岳戦後の動向

大阪築城の歴史的意義
織田信雄との対立
各地域の情勢—在地勢力の掌握

3 長久手の戦いとその後の経過

全国戦略の中での局地戦
陣立書・知行割
戦局の推移と講和への動き

4 秀吉の政権構想

叙位任官をめぐる問題
天正寺の造営と中断
——方広寺大仏殿への転換

5 長久手の戦いの影響

徳川家康との緊張関係

本世と共にビジタドル・アレッサンドロ・パルニヤノに宛てた他の書翰を發送するが、同パードレは日本の各地を知り、また貴族達を識つてゐるので、同書翰には信長の死後に起つた戦争及び日本の事情と、天下 Tenea すなはち都附近の諸國は何人の手に陥つたかを述べてある。それはもと信長の家臣中甚だ勇猛で戦争に熟練な人であるが、身分や家柄はあまり高からず、名を羽柴筑前殿 *Fushia Chikudenono* といひ、信長が山口の王の領國の征服を委任した人である。彼は信長の存生中武力によつて五カ國を取り、今残りの七カ國と共に領主を臣属せしめた。彼に柴田殿 *Xibatadono* と稱し、信長が二、三カ國を与へた甚だ有力で大いに畏れられた大敵があつたが、戦つてこれを破り、八千乃至一万人を殺し、ついでその城を囲んで彼を死せしめた。而して二、三回彼に叛いた信長の第三子三七殿が陰謀をなす惧があつたので、戦つてこれを殺した。かくの如き戦争の勝利と好運とによつて、彼は並の武士より三十餘國の領主となつた。そこでその地位を高め、名を永久に伝へ、國政その他何事にも信長に勝らんことを期して、堺より三レグワで、都に赴く途に当る大坂に（信長が六年間囲んだ後攻略して破壊した市と城の跡に）宮殿及び城ならびに市を建つる決心をなした。この市は建築の壯麗廣大なることにおいて、信長が安土山において建てたものに勝るものとせんとした。蓋しその位置が頗る好適また便利であり、彼は日本の諸國王及び領主より非常に畏敬せられ、今は何人をも畏ることがない故、昨年来宮殿と新市の建築を始めたことは、他の書翰に詳細に述べたとほりである。而して最初は二、三万人をもつて工事を始めたが、竣功を急ぐので、遠方の諸侯に、自ら来るか、また己に代つてその子をして家臣を引率して建築に従事せしむることを命じた。（同地より来た者の言ふところによれば）今は月々工事に従事する者五万人に近い。また他の諸國の領主達には、その城の周囲に大なる邸宅を建築することを命じたため、一人のパードレが同地より通信するところによれば、諸人皆彼を喜ばせんと欲して少しも彼の命令に背かず、約四十日の間に七千の家が建つた。また聞くところによれば、日本の王なる内裏 *Darri* 及び都の主要なる寺院をここに移さんとしてゐる。都から同所までは十三レグワある故、この移転に要する経費と困難は非常なるものであるが、もしこれを厭ひまたは反対する者があれば、当八四年には都の市に火を放つて焼払ふと誓つたといふことである。彼は甚だ畏れられ、ほとんど何人も彼と話さぬ程である。また信長の如く他人の意見を容るる力なく、己の意見を他の人のより優れたものと考へてゐる。我等の主はコンパニヤならびに当地方のキリシタン教会に特別なる御恵を与へ給ひ、多数の人のうち彼が最も寵しまた最も信頼する者に五人のキリシタンがある。一人はジュスト右近殿で、戦場の著しき功績によるものである。彼「羽柴」はもと津の國に領地を有した貴族を悉く追ひ、その収入を家臣に与へたが、ジュストと他の一人の貴族には従前の収入を与へて厚情を示した。ただし異教徒であつた他の一人よりは三万クルサド余を取上げ、ジュストには特別の恵を与へた。第二は彼の秘書官でキリシタンであり、コンパニヤの忠実なる友である。第三はジョウチン 隆佐 *Jochim Riusa* といふキリシタンで、貧しいが知識と才能を有してゐる。彼には財産一切と堺の町の支配を委任した。彼の子をアゴスチニ *Agostino* と稱し、幼少の時より都の聖堂において教を受けたが、これを海の司令官となし、二万五千クルサド余の収入を与へた。この人達はビジタドルもよく識つてゐるが、彼等はデウスの恩を忘れず、デウスの御手より御恵を受けたことを承知し、パードレを庇護しキリシタン教会を援助し、アゴスチニヨはパードレ等が種々の理由により堺の町に建築せんことを望んでゐる聖堂の用に供するため、三十レグワ離れた領地より海上約五百クルサドの木材を送つた。第五は知識と思慮に富んだため信長が大いに尊敬した尾張國の老人である。彼は四年前キリシタンとなり、今はすでに七十歳であるが、これを招いて同所に建築した立派な家屋を与へ、留守中宮殿と城を守らせた。この老人はチュワン *Chuan* といひ、その徳と布教の熱心については先年詳細に通信した。

羽柴筑前殿を動かして、日本においてかくの如く珍しくまた重要なことをなすに至らしめた理由の一つとして通常認められてゐることは、その名と己の記憶とを遺すことであつて、彼は畏怖せられ、また一度決したことは必ずこれを成し遂ぐる例である故、もし彼の命令に従はざる時は、実行前に運命が宮殿の工事を阻止しましたその生命を断つこと彼の前任者信長の例の如きことなくば、都の市及び寺院は亡ぼさるること疑ない。ジュストは今彼の寵臣であるので、このことを聞き彼の心中を知り、また当地方におけるコンパニヤの最も親友であり庇護者である故、彼の居る大坂より身分ある老人を都のパードレのもとに遣はし、筑前殿は大坂の工事を深く心に懸け、また彼の恩恵を蒙らんと欲する者が大坂において建築をなすことを望む意を明に示し、各國の主なる領主、商人及び坊主等はすでに僧院を建立し、邸宅を建築する地所を求めてゐる故、パードレもまた地所を請ひ聖堂を建築せざるべからずと考ふる旨を伝へた。

〔加能越古文書〕四十

去十一日美濃守ウへの御狀、今日十三日已刻於坂本令拜見候、八ヶ條之御一書旨一々無殘所被仰越様、金五條兩人如被存、入御念候儀と存涙を翻令満足候。

- 一 五畿内之儀者不及申、西國迄も下等丈夫ニ坂本有之候而申堅候事。
- 一 勢州衆之儀、民部少輔殿、龜山之關安藝、雲林院始對筑前少も無如在候付、而爲先手、蒲生飛騨、甲賀衆、瀧川左近允、長谷川藤五、羽柴左衛門督、日根野兄弟、多新左池孫次、山源太淺野彌兵衛尉、一柳市助、加藤作内、此分衆勢州に遣候上、甲賀与伊勢之間ニ城三ヶ所爲通路、城中付、普請拵申候事。
- 一 濃州池勝入、稻葉伊豫、森武藏少も無別條被入精候條、濃州口へも人數入候條、彼方次第ニ可遣と存、江州永原ニ三好孫七郎、高山右近允、中川藤兵衛氏、家源六、同久左衛門、其外人數壹萬四五千之つゝりて、陳取せ申候事。
- 一 美濃守我ハ守山ニ置、勢州心當陳取せ候事。
- 一 御次をハ草津ニ丹波一國之人數被召連陳取せ申候事。
- 一 長岡越中守瀧田陳取せ申候事。
- 一 加藤作内、木村華人、堀尾茂介此等共甲賀之まん中ニ陣取せ候事。
- 一 筒井事宇多郡表へ伊藤掃部助相副遣候而、澤、秋山之人質取明隙候間、これ又勢州に遣候事。
- 一 西國表之事、城々請取隙候、西口爲留守居、備前美作因幡三ヶ國之人數ハ壹人も不相動、爲留守居置申事。
- 一 紀州事、種々様々懇望申、岸和田城孫平次三千計にて雖有之爲加勢、蜂須賀小六前野將右衛門尉、赤松殿明石與四郎、生駒基介、黒川官兵衛六七千、丈夫ニ殘置申候事。
- 一 大坂ニハ貳千計爲留守居家、手傳申付殘置候事。
- 一 淀ニハ乍留守居倉之普請申付候とて、松岡九郎次郎、小野木清次人數申付置候事。

一如右念をやり申候條、可御心易候、去年之武者心持よりも、氣よて氣衰れゆめ、分別出来申候間、楚忽成儀と無御座候、何かとへ動中共泊々ニ城拵拵させ、筑前移可申候間、御氣遣有間敷候事。

一 共表儀別儀雖無之候、御身之御用心、城之御用心可爲肝要候事。

一 前又左々へ懇使者被可遣といへとも、其方御油断有間敷と存不遣候、藤三ニ委細申合候間、彌愷成者被入御念、其機遣要候、又左彼居候所、其方御爲ニ候雖不及申候、一ノ城戸よて候間、其御念尤よて候事。

一 此表十四五日之内ニハ、世上之物狂も酒酔の醒るとくニ、筑前以覺悟まつめ可申候間、其間之儀と其國中と不及申、自然加賀表一揆と催をこり候共、又左合戦も不被及彼金澤之惣構拵相抱、丈夫之覺悟於在之と、其内ニ筑前隙明可申候、自然加州表人數入候者、蜂山金五可返申候、そままでハ兩人此方ニ留申候而、萬談合をも申候、人數之事者五千壹万何時も可遣之候、猶兩人よて可被申付候、恐々謹言。

三月十三日

秀吉花押

惟越 御返報 ○丹羽家譜 傳始下同シ

〔大日本史料 11 編ノ 5〕

〔聖徳寺文書〕〇尾

- 一 當手軍勢甲乙人亂妨、狼籍支、
- 一 放火之事、
- 一 對地下人不謂族申懸事、

尾州正徳寺

右條々堅令停止、若違犯輩在之者、忽可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾貳年三月 日 筑前守(花押)

〔崇福寺文書〕〇美

禁制

太閤様禁制書

崇福寺

- 一 當手軍勢甲乙人亂妨、狼籍支、
- 一 陳取放火之事、
- 一 剪採竹木事、

右條々堅令停止、若違犯輩在之者、速可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾貳年三月 日

筑前守(花押)

〔大日本史料 11 編ノ 6〕

〔古文書〕

〇船越 船越河守景範書上

船越左衛門尉殿

- 一 一とる地陣取よおるて、亂妨、狼籍のともから一せんきりふるへき事、
- 一 於陣取、少も大儀いゝもともから在之ハ、則その者をからの取可出置、自然ちくてんせしめ、其主人可成敗事、
- 一 ぬく、とら、たき、さうし以下、ていし、も相理可取事、

右條々於違犯之輩在之者、忽可加成敗者也、仍下知如件、

三月 日

秀吉公 朱印

船越左衛門尉殿

〔福島家系譜〕正信 尾張國海東郡花正庄三寺村ニ住居、自秀吉賜下知狀一通于今傳之家譜不傳、故不詳、依之正信爲始祖、

下知狀

定

一 一とる地ちんごりおおひて、らんごうらうせきの輩一せんきりたるへ

一 ちんごりおおひて、火抜いゝも輩有之は、即其ものをからのこり可出、并しせんちくてんせしめ、其主人せいといまへき事、

一 ぬく、とら、たき、さうし以下、ていし、もあいおごりこれをとるへ

右條々違犯之輩有之者、可加成敗者也、仍下知如件、

三月 日

秀吉御判

福島市兵衛尉殿

〔大日本史料 11 編ノ 6〕

知行割目錄

- 一 壹志郡高
 - 六万貳千八百六拾六石八斗六升之内、北ニ付ル、
 - 三万石 民部少輔殿自分
 - 三千石 神原
 - 貳千八百石 藤方
 - 五百石 長野左京
 - 五百石 水谷
 - 三千石 河北左助
 - 貳百石 無軍役シテ垣川次助
 - 合四万石

松ヶ嶋廻より、たけ谷まで北ニ付ル、算川次第貳万貳千八百六拾六石八斗六升

蒲生飛騨守

- 一 飯高郡
 - 貳万八千五百五拾九石六斗
 - 飛騨守
- 一 飯野郡
 - 壹万六千三百貳拾石三斗八升
- 一 多氣郡
 - 貳万四千八百八石貳升
 - 合四万四百貳拾八石四斗之内
 - 三万四百貳拾八石四斗 飛騨守
 - 壹万石之内 上部城中

- 一 渡會郡
 - 貳万八千七百九斗七升之内
 - 三千七百石九斗七升 飛騨守
 - 合八万五千五百五拾五石八斗三升
 - 壹万五千石 川九
 - 壹万石 九鬼
 - 都合拾六万五拾五石八斗五升
 - 一八千石 關本知分
 - 一貳千石 同新知
 - 合壹万石

- 大和宇多郡一四ニ飛騨守ニ遣之内、
- 一壹万三千石 深
- 飛騨守自分與力 合拾貳万三千五百五拾五石
- 以上

- 天正十二年九月
- 筑前守 秀吉朱印

〔大日本史料 11 編 / 9〕

〔江加藤家文書〕 一
此表之儀先書如申候、羽津・萩原・泊・河尻四ヶ所取出、丈夫出來候、猶以為可押詰、至羽津昨日寄馬、今日桑名表相動、桑部・柿多搦相拘候条、則乘取、繩尼・桑部兩所普請申付候、北五郡之儀無殘所存分候条、可御心安候、將亦其元番等之儀亦可被入精之儀肝要候、猶追々可申候也、

十一月六日 加藤孫六殿

〔大日本史料 11 編 / 10〕

〔中村圓一郎氏所藏文書〕 四〇

- 一 樂田 諸道具犬山へ
- 一 尾口 へ 柵犬山町へ
- 一 奈良 諸道具河田へ
- 一 宮後 生駒八右衛門へ
- 以上
- 一 樂田 兵糧 加藤作内ニ預ケ可申事、
- 一 尾口 同 長嶋へ
- 一 奈良 同 同薪以下長嶋へ
- 一 宮後 同 同
- 以上

十一月十五日

秀吉(花押)

〔幸川文書〕 京

熊申候、仍此表儀取出已下丈夫ニ相拵、悉明隙、二三日中可納馬分候、然處信雄種々御懇望候、兼口様子可申開處、俄取預承候間、不及是非候、何とも不被相拵、秀吉可爲次第山御理候間、無事之儀令同心候、委細様申口上相會、森三右衛門尉差遣候、可得其候也、

十一月十一日

秀吉(朱印)

津田小八郎殿

〔集古文書〕 七十三

爲首信、種帽子拾・小鯛一折到來、悦入候、隨面此表之事悉明隙候之間、二・三日中可入馬候、然處信雄種々懇望候事候間、大形者無事候、將亦其許年貢米收納事不可有山斷也、

十一月十一日

秀吉(朱印)

〔伊本文書〕 〇備

如此申遣候處、家康儀預懇望候間、入質請取相濟候、可被得其意候、熊申遣候、

- 一 此表之儀、長嶋・宇名押詰、城々數ヶ所相拵、即繩生城ニ秀吉令越年、長嶋一着申付候ハ在味を信雄被見及、就懇懇望、令同心相濟候条之事、
- 一 入質免、信雄御實子并源五郎實子・瀧川三郎兵衛尉・中川勘右衛門尉・佐久間甚九郎・土方茂三郎・松庵以下、何も實子又ハ母出入質、何様にも可爲秀吉次第山被出替事、
- 一 北伊勢四郡相渡、今度拵候城々、敵味方破却之事、
- 一 於尾州者、大山・甲田秀吉人數入置、其外新儀ニ出來候城々、敵味方破却事、
- 一 家康儀、是又同前懇望候、雖然今度信雄若人を引入、對秀吉輩々不相屈儀候条、即三州表押詰、存分ニ可申付覚悟候處、家康實子・石河伯耆以下出入質、何様にも可爲秀吉次第申候、併信雄御外開候間、信言由、種々信雄懇望候へ共、秀吉對家康存分深候間、思案未落着、就不免置者、日來可散無念雖心底候、菟角打任林ニ候を聞候へ、我々慈惠成覺悟にて候條、過半可免候歟、心中難計候事、
- 一 右之分候へ、悉隙明候條、五三日中可納馬候、猶追々可申候也、

十一月十三日

秀吉(朱印)

伊木長兵衛尉殿

〔幸川文書〕 京

書狀遂被見候、仍此表之儀、信雄・家康被出入質、丈夫相下候、然者明日可入馬候、猶様子追々可申開候間、不能巨細候也、

十一月十五日

秀吉(朱印)

津田小八郎殿

〔大日本史料 11 編 / 10〕

出六月一日信長上御旨
 日乃公運を討罪し二條に於
 中一死入事代志守根格
 己北才の地を委替の面圓成
 軍中園城取巻を我と對陣
 已の時合移時日此の
 忠進以下奉平討
 希も或る之に因る官
 是の事少の代
 切執連の
 天正十年拾月二日左
 伊勢山内文字式所置

二日、乙巳、
 羽柴筑州自坂本上洛、今路也、公家衆各爲迎至白川被出也、上下京不殘罷出也、
 午刻上洛、予侍從於路次申礼了、馬上也、大炊御門・柳原亞相・甘露寺・五辻源三位
 万里少路・葉室・勸修寺左衛門佐歸京次來、蓋一蓋了、申刻各飯京、雨降、傘以下申
 付遣之訖、當番也、出頭了、中山黃門於路次參會云、今日筑前守昇進紋爵少將、勅使
 菊亭・久我・勸修寺亞相也、一段筑州機嫌之由ヲ相談了、三人之衆へ明後日振舞約諾云
 く、諸家礼之事、可爲明日之由粗相談了、

兼見卿記第二 天正十二年十月

信長の官職

- 天正 2.3.18 從三位・參議
(この時、すでに從四位下に任ぜられていた)
- 天正 3.11.4 權大納言
- 天正 3.11.7 右近衛大將 (兼)
- 天正 4.11.13 正三位
- 天正 4.11.21 内大臣
- 天正 5.11.16 從二位
- 天正 5.11.20 右大臣
- 天正 6.正.6 正二位
- 天正 6年 4月 9日 辭官

秀吉の官職

- 天正10.10.3 從五位下・左近衛權少將
- 天正11.5.22 從四位下・參議
- 天正12.11.21 從三位・權大納言
- 天正13.3.10 從二位・内大臣
(「公卿補任」では正二位とする)
- 天正13.7.11 從一位・関白
- 天正14.12.19 太政大臣
(この時に、豊臣姓を授けられる)

2 徳川家康の立場から

新 行 紀 一

報告要旨

本能寺の変を堺で知って、徳川家康は伊賀越えの道を通って本国三河へ帰着した。天正10年6月4日のことである。翌日家康は上洛命令を発して軍備を整えさせ、14日に岡崎を発して鳴海まで進出、17日には熱田を本陣とした。この間の13日、羽柴秀吉は山崎合戦で明智光秀を撃破し覇者への第一歩を踏みだした。秀吉勝利の報は15日に家康に伝わり、家康は21日に帰国した。このあと天正14年10月の上坂と臣従の確認にいたるまでの家康と秀吉の関係は、次の4期にわけて考えることができる。

第1期 天正10年6月～同年末。織田家中の覇権争いの傍観者。

第2期 天正11年1月～12年11月。織田家中への介入。小牧・長久手戦はその一環。秀吉の織田家篡奪の過程。

第3期 天正12年12月～14年1月。対秀吉直接対決の危機。13年7月の秀吉の関白就任、同年11月の石川数正の出奔事件により家康の劣勢確定。

第4期 天正14年1月～同10月、秀吉政権内での地位交渉期。

第1期は織田家中の覇権争いの傍観者の期間である。伊賀越えて本国へ帰着した家康が6月14日に尾張まで進出した時には、秀吉が光秀を倒したあとであった。このあとの家康は駿河・甲斐・信濃の領国化に全力を傾注し、織田家中への介入は行わなかった。天正10年10月の北条氏直との和議にあたっては、織田信雄・信孝兄弟の調停があり、家康もそれに応じた形をとっているが(史料1)、それは信長後継者三法師の後見という2人を尊重したからであり、信長の同盟者という過去によるものといえよう。

ところが第2期になると家康は信雄と同盟して、信孝・柴田勝家、秀吉、信雄の権力争いに介入する。その契機は判然としないが天正11年1月18日、家康と信雄は尾張星崎城で対面したところから始まるとみてよい(史料2)。家康は秀吉とも表面上は良好な関係を維持しており、信孝、勝家の滅亡についても特に目立った動きはみられなかった。しかし8月の次女督姫と北条氏直の婚姻12月の一向宗赦免にみられるように、対秀吉作戦の準備は進められていた。天正12年2月、家康は信雄のもとへ使者を送った(史料3)。おそらく反秀吉の挙兵計画が決定されたのであろう。

3月6日、信雄は岡田重孝・津川義冬・浅井長時の3家老を秀吉通謀者として殺害した。家康は7日に三河国衆に出陣を命じ、9日には尾張へ入った。まことに素早い出陣であり、綿密な計画が樹てられたいとみてよい。目標は上洛して秀吉を打倒し、織田家惣領の地位を獲得することであった(史料4)。『三河物語』が粉飾した秀吉に圧迫された信雄への助勢(史料5)というようなものではなく、明確に秀吉打倒を目指したものであった(史料6)。4月9日の長久手の勝ち戦さのあと、家康自身が家中に宣言しており(史料7)、そのための秀吉包囲網であった。すなわち秀吉による織田家篡奪を防ぐ戦いを信雄が家康の援助で開始したのである。

もっとも家康は建て前では信雄の目下の同盟者であった(史料8)。織田家中の内訌という限定では当然である。しかし領国の大きさや軍事力、あるいは戦闘経験などからみて中心は

(史料1) 大日料十一二、天正一〇年一月二七日

(古文書) 記録御同所本一〇月二八日付而水谷伊勢守勝俊宛家康書状

急度令啓候、今度各申合候処、上方申事在之付而、三介殿自御兄弟当表対陣之儀、令無事、諸事御異見等之儀、我等被頼入候旨、度々御理之条、任其儀、氏直と和与之事候、其方如存知、我等年來信長預御恩儀不浅候間、無異議候て落着ニモ付而、信長如御在世之時之節惣無事尤候由、氏直江申理候間、(下略)

(史料2) 『家忠日記』天正一二年(一月十八日)

尾張清須信雄ニ家康、ほし崎にて御見相候、(九月六日)郡中知行かた三介殿より被仰越候て、ちかい候由候、緒川もちかい候、

(史料3) 大日料十一五、天正一二年二月是月

徳川家康使ヲ織田信雄ニ遣ス、

〔岩田氏覺書〕

○朝野舊聞發要
二百十八所載

天正十二年二月

遠州濱松ヨリ酒井河内守重忠ヲ爲御使、尾州へ被遣、密事ノ御旨ヲ信雄ニ告ル、

家康であることは明かである。秀吉が家康を張本とみたのは正鴻を射たものであった(史料9)。当時家康は43歳、信雄は27歳であった。

天正12年11月の秀吉と信雄の講和は、信雄を推した家康の戦略の挫折を意味する。第3期の家康は秀吉の進攻を遅らせるため於義丸を送る一方で領国内でへの戦闘体制の強化につとめた(史料10)。両者の交渉は断続的に続けられたが、天正13年3月の雑賀・根来衆、7月の長曾我部元親、8月の佐々成政と、家康に呼応した諸勢力は次々と秀吉に屈服し、家康は孤立していった。危機は11月に到来した。9月以来家康はしばしば諸将を集めて対秀吉政策についての談合を行っていた。これは同年7月に秀吉が関白に就任したことによって、秀吉の地位が織田家中の最高権力者から「一の人」に転化したことにより、家康家中に石川数正らの和平論が台頭してきたからであろう。

家康家中では対秀吉強硬論が強く、戦闘準備が進められていた(史料11)。その背景に長久手合戦の勝利があったとみられる。それに反対した数正が10月28日の浜松城会議で敗北し、身を守るために11月13日に岡崎を去った時、危機は最大となった。その直後の大地震がなかったならば、秀吉の大軍が三河へ、上杉景勝が信濃へ進攻する状況が出現したのかもしれない。しかしそういう事態にはいたらず、14年1月に信雄の仲介で和平が定まった。

第4期において家康は、長久手合戦の勝利という軍事的成功を最大限に強調したと思われるが、結局「関白」の国制上の地位に屈服せざるをえなかったのである。それ故に、家康は幕府を江戸に開創し、また征夷大將軍となるために藤原氏から源氏に改姓する道を選んだのではなかろうか。

〔寛政重修諸家譜〕

九十五

酒井重忠與四郎、河内守、從五

下、十一年、織田信雄のもとに、密旨の御使として尾張國におもむく、

(史料4) 大日料十一五、天正一二年三月七日

〔香宗我部家傳證文〕

四

三月七日付香宗

我部親泰宛信雄書状

雖未申通相染一書候、仍羽柴天下之儀、恣之働不及是非候、然上家中對羽柴心合候者共兩三人、今月六日令成敗候、依之諸方属存分候篠、不日可上洛覺悟候、(下略)

〔同〕三月七日付同人宛織田信長書状

急度令啓達候、羽柴此中對三介殿恣之仕置不及是非候、然者御家中ニ候津川玄蕃殿、淺井新八、岡田長門守一廉之者テ、羽柴と申談候間、先此兩三人昨日六日、長鳴出雲守被作生害候、即徳川三河守關東表悉被相堅、御供可申候、今明之間尾州、迄被罷越候、濃州、北國者越州、能州越中何も不殘御意次第ニ御請申候、徳川家康有御談合、不日

(史料8) 大日料一一六、同前

〔吉村文書〕肥前

書狀委細被見候、如申越候、昨日已刻於岩崎表
及一戰、一萬餘討捕候、大將分池田父子三人、勝
藏、久太郎、竹、三好孫七郎、其外面々共不知其
數候、築前額田ニ追籠候、今明之間討果、頓而其
左右可申聞候、謹言、

四月十日

信雄 黒印 ○印文威
加海内

吉村又吉郎殿

昨日於岩崎之口合戦之儀付、早々飛脚令祝著候、
頓而可令上洛候間彌可被任存意候、於其表今度
被抽忠節之儀無比類候、尚以無油斷於有馳走
者、可爲本懐候、恐々謹言、

卯月十日

家康(花押)

吉村又吉郎殿

(史料9) 大日料一一六、天正一二年三月二六日

〔佐竹文書〕 佐竹義重宛秀吉書狀

近日者不申承候、仍今度家康構表裏、信雄若輩
仁を申掠、普代之家老者兩三人無謂去六日於長嶋

被爲切腹候條、不相屈儀与存、(中略)

一家康表裏無是非候、然上者向後如何様之儀候共、
重而許容不可申候、定貴邊へも、每邊可爲右之分
候此時東州各被相談、御計策尤候事、(下略)

大日料一一六、同二三日

〔野坂文書〕 同日付棚守右近大夫宛桂広繁書狀

今度三介殿被對筑州不儀御覺悟不及是非候、則
秀吉御出張候事之處、勢州儀悉秀吉一味候、三介
殿ハ長嶋計御籠城ニて候、徳川事三介殿後見被仕
候付而、可被討果之由候て、尾州表へ陳替候、(下
略)

(史料10) 『家忠日記』天正一二年二月二五日条

越中之佐々藏助浜松へこし候て、吉良ニ信雄様

御鷹野ニ御座候御礼申候、

同一三年二月五日条

惣国人足にて吉良之城つき上候

(史料11) 同前、天正一三年

(九月二一日) 上方被仰様候て、浜松へしらすか
迄こし候

ニ可有御上洛候、(下略)

(史料5) 『三河物語』

然る処に、同天正一二年申申之年、関白(秀吉)
殿、御本上〔所〕(織田信雄)に腹を切らせ給ハ
んと被成ける間、其時御本上〔所〕、「家康を奉
頼」と被仰候うに付て、「尤之儀なり。是非共
に見継ぎ可申。さて、関白殿ハむごき事仰候う
物かな。柴田(勝家)が三七(織田信孝)殿を
引申たれば、柴田と賤岳にて合戦して、柴田を
絶して、又、三七殿を、野間の内海におハしま
す処に、現在の主なるを、昔之長田(忠致)に
違わずして、三七殿を野間の内海にて打奉り、
本上〔所〕をバ関白殿のもりたてんと被申て、
又世も鎮るかど覚へば、本上〔所〕に腹を切ら
せ申と承。是非に見継ぎ申さん」と仰ければ、
早関白殿、十万余騎引連れて、

(史料6) 大日料一一六、天正一二年三月二五日

〔佐竹文書〕五帖 三月二五日付皆川広照宛家

康書狀

(上略) 將又羽柴日来餘不義相動付而、信雄我等

申合、彼等之爲可及存分、(中略) 然者五畿内、
紀州、西國、中國悉調略之子細數多候條、萬方按
合、上洛不可有程候、(下略)

〔佐竹文書〕五帖 三月二五日付同人宛大久保

忠泰書狀

(上略) 將又此表被致出馬之儀、羽柴築前餘ニ恣
之振廻、甚以不義之動共背仁道候間、爲可有有退
治、信雄、家康被申談上洛候、行之様子諸方被任
存分候、(下略)

(史料7) 大日料一一六、天正一二年四月九日、

〔徳川文書〕張尾

今日九日午之刻、於岩崎之口及合戦、池田紀伊守、
森庄藏、堀久太郎、長谷川竹、其外大將分悉人數
一萬餘討捕候、即可遂上洛候間、本望可被察候、
恐々謹言、

卯月九日 申刻

家康(花押)

平岩七之助殿

鳥居彦衛門尉殿

3 織田信雄の立場から

加藤 益 幹

報告要旨

信雄は、信長次男として伊勢平定後に南伊勢の北畠氏を相続し、本能寺の変後には尾張を受け継いだ。翌年弟信孝が自刃した後は、唯一の成年男子として織田氏の実質的後継者の立場を強く意識し、秀吉と対立したのが長久手の戦いである。この時期の家臣団の動きには相当な動揺がみられるが、信雄が本領の尾張・伊勢をどのように再編強化して再結集を図ろうとしたのかを、天正13年の家臣の知行内容を記載し、前年の長久手の戦いでの知行替をも色濃く反映している「織田信雄分限帳」を通して、領国編成の面から考えてみたい。

天正11年信雄は、尾張・伊勢・伊賀の三ヶ国に総検地を実施するが、それは寺社等旧勢力の所領を没収し、多様な家臣団を統一的知行原則の下に一元的に掌握し直し、階級的結集を図るものであった。翌年の長久手の戦いでは、領国削減に伴い大幅な知行替による領国再編成を余儀無くされた。戦後の天正14年には、尾張・北伊勢に新たな検地原則の下で再検地を実施し、改めて全領国規模での家臣団の知行入替による再編成を図った。この長久手の戦い前後の三度にわたる領国再編成により、当地域における知行制・土地制度の面での中世から近世への移行が達成されたものといえる。

「分限帳における知行地の配置状況から信雄の領国編成を推定すると、天正11年検地後には、(1)清須・長島両本拠の膝下は中心領域として直轄化され、(2)その周縁領域は信雄の直接支配域として直臣層の知行地と直轄領とが混在しており、(3)外縁の境界領域は軍事的意味からも支城が配され有力家臣に一円的に与えられるという三重構造を成していた。翌長久手の戦いの知行替では、以上の構造を圧縮した形で替地が与えられている。また天正14年の再編成では、(2)で大規模な知行入替が行われ(3)でも支城主層の多くが移転されている。特に長島が中心的性格を失い有力家臣が北伊勢に移されていることは、北伊勢を外縁部とし清須を中心とする一元的な領国編成に再編されたことを意味しよう。

- (一〇月一五日) 人質之事、吉田より申來候、
- (一六日) 吉田へ質物事二人をこし候、
- (二七日) 浜松より早々被越候へ之由、酒左より申來候て、午刻ニいて候て夜の丑刻ニ参着候、
- (二八日) 城へ出仕候、上へ御質物御出候て能候はんか、又御出候ハてよく候はんかとの御談合にて候、各国衆同意ニ質物御出候事不可然之由申上候、相州より、御家老之衆十人之起請文こし候、此方よりも各国衆・長人衆起請文つかはされ候、
- (二九日) 人質ニむすめいたし、浜松へこし参候、
- (十一月一八日) 岡崎普請ニこし候、
- (二三日) 女共遠州へ引こし候用意ニ、ふかうすかへり候、
- (二六日) 女共遠州しろへ迄こし候、
- (十二月二日) 岡普請出候て、ふかうすかへり候、
- たうめ之城御取たて候はん由候、
- (一六日) 女共ニまたへ引こし候、

〈信雄の立場〉

織田信雄は、信長次男として北畠氏を継ぎ、本能寺の変当時、南伊勢・伊賀を領していた。清須会議で信雄は尾張を襲封して清須に入り、弟信孝は美濃を受け継いだ。その後、秀吉と結んだ信雄は勝家と結んだ信孝と対立する。秀吉側の勝利により、天正11年信雄は信孝・滝川一益の旧領北伊勢を併せて尾張・伊勢・伊賀を領し、長島に本拠を移す。この段階まで、信雄は甥三法師（秀信）の後見役として織田氏の実質の後継者を目指していた（資料①）。しかし、秀吉が中央で地歩を固め織田氏家臣団を再結集し始め、対抗して信雄が家康と結んでこれと対立したのが長久手の戦いである（資料②）。信雄と秀吉が対立し信雄領国が戦場となったにも関わらず、後に徳川氏の天下となったため、軍記類では家康中心に描かれている。

〈検地と知行替〉

そこで、この時期の信雄の実態に迫るため、「織田信雄分限帳」の分析を中心として、家臣団編成・領国編成の在り方を考えてみたい。(1)信雄は天正10年尾張を襲封し清須に本拠を移すが、この時尾張の旧勢力には旧来のまま所領を安堵している。(2)信孝を倒し長島に本拠を移した天正11年、領国三ヶ国に総検地を実施し知行制を統一する。この検地では在地性の強い寺社領を没収し家臣領とするなど領国再編成が行われ、多様な家臣団を統一的知行原則の下に一元的に掌握し直し、階級的結集を目指すものであった。(3)天正12年長久手の戦いは、初戦でこそ勝利を取めたものの戦闘は絶えず信雄領国内で行われ、信雄劣勢のまま9月講和が図られるが決裂する。その直後、信雄は家臣の一斉かつ大幅な知行替を断行している。この知行替は、伊勢で顕著にみられるように戦時下の領国削減に伴う配置換えであった。恐らく講和交渉では、秀吉占領下の南伊勢・伊賀の割譲も話し合われたと思われ、回復不可能な地、戦場となった地の家臣の知行替により、尾張・北伊勢での領国再編成を図ったものといえる。(4)11月の正式講和後、翌天正13年初頭には戦後処置として論功行賞による新恩宛行が行われている。「織田信雄分限帳」は、以上(2)~(4)の内容を複合的に反映した天正13年当時の各家臣の知行内容を記載したものである（資料③）。(5)天正14年には前年末の地震による長島城倒壊により清須に本拠を移すが、この年新たな検地原則の下に再検地を実施し、改めて全領国規模での家臣団の知行入替による再編成が図られた。

以上(1)~(5)にみられるように、長久手の戦い前後は、尾張において近世的権力構造が創出される画期に当たる。信長時代の尾張は、全領国の中でも本貫地として旧来の在地性を温存していた。それに対して、信雄は織田氏の後継者とはいえず一度外に出ており、新たな支配者として臨むことができ、織田氏直臣団の結集を図るためにも、新たな権力構造の構築を必要とした（天正11年検地）。更に、長久手の戦いの軍事的緊張と領国削除を通して、支配構造は信雄の下に一段と再編強化されることになったのである（天正14年再検地）。この長久手の戦いを挟む二度の検地と再三にわたる知行替により、尾張における知行制・土地制度の面での中世から近世への移行が達成されたといえる。

〈領国編成の構造的特質〉

「織田信雄分限帳」にみえる家臣団の知行地の配置状況から、天正11年検地後の領国編成の構造を考えてみると、以下の特質を見出すことができる（資料④・⑤）。(1)本拠地の清須・長島両城の膝下は、中心領域として直轄化が図られている（資料⑥）。(2)その周縁部分は信雄が直接支配する領域として、主として千貫以下の直臣層に与えられており、直轄領も混在している。知行地は相給も多く、直轄領も含めて相互に交換可能な給分的性格が強い。(3)外縁部は軍事的意味からも支城が配され、千貫以上の有力家臣に一円的に与えられている。（資料⑦・⑧・⑨）。領国編成は以上の三重構造からなるといえるが、領国が半減した長久手の戦いの知行替では、以上の構造をそのまま圧縮したような形で替地が与えられている。また天正14年の再編成では、(2)の部分で原形を留めないほど大規模な知行入替が行われ、(3)の部分でも支城主層の多くが移転させられている。特に長島が中心的性格を失い有力家臣が北伊勢に移されていることは、北伊勢を外縁部とし清須を中心とする一元的な領国編成に再編されたことを意味しよう。

天正11・12・14年と三度にわたる知行替を伴う再編成を通して、信雄領国は家臣団の在地性を否定した集権性の強い構造となっていった。長久手の戦い前後の軍事的緊張と家臣団結集を契機として、信雄は近世的領国構造を実現していったが、やがて天正18年小田原征伐直後、秀吉の国割により自らが織田氏の本領尾張を否定されることになるとは予測しえなかったに違いない。

資料①織田氏の印章

織田信長



「天下布武」

織田信雄



「威加海内」

織田信孝



「式劍平天下」

資料② <略年表> 織田信雄 永禄元(1558)~元和7(1630)

永禄12(1569)信長、南伊勢の北畠氏を降し、信雄(茶羹丸)を養子とする

天正 3(75)信雄、北畠氏を相続、翌年北畠一族を肅正

9(81)信長、伊賀を平定→信雄、伊賀三郡を与えらる

10(82)本能寺の変→信雄の尾張襲封(尾張に知行安堵)

11(83)4、賤ヶ嶽の戦い→5、信孝自刃

8~9、信雄領国惣検地(尾張・伊勢・伊賀→貫高制による統一的検地)

12(84)3~11、長久手の戦い(9、尾張・北伊勢への領国削減に伴う知行替)

13(85)「織田信雄分限帳」の成立

14(86)7、信雄再検地(尾張・北伊勢の再把握と大幅な知行替による再編成)

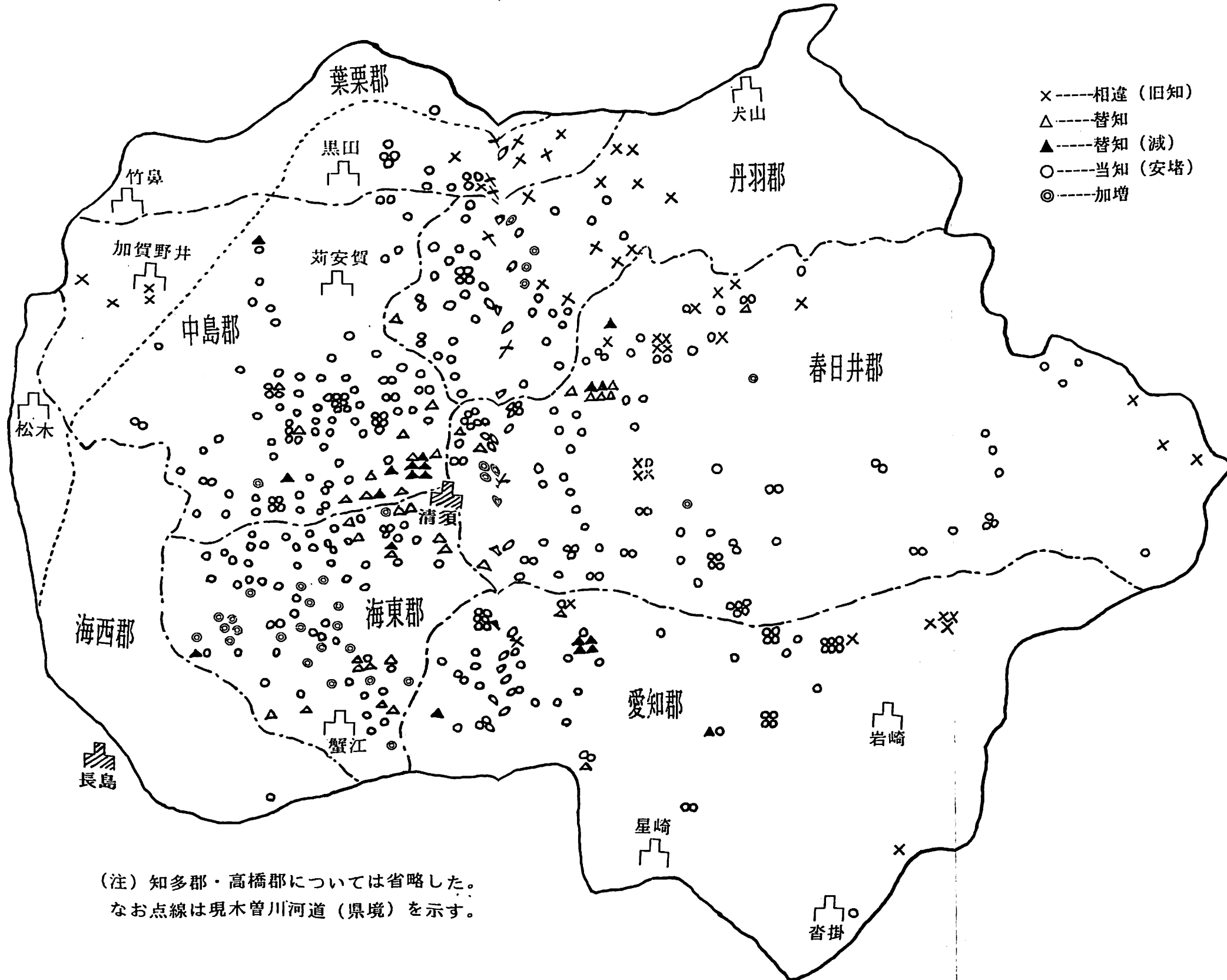
18(90)小田原征伐→信雄改易→豊臣秀次襲封

資料③ 「織田信雄分限帳」(『新編一宮市史』資料編補遺二)記載内容の特質

- 1、天正13年当時の知行内容を各給人毎に記載(総高約36万貫)。
- 2、歳入地(高)を含まない。
- 3、千貫以上の一部有力家臣の知行地を略す(「目録別ニ有」)。
- 4、記載内容はその宛行の時期により以下の三つに分類できる。

- ① 天正11年検地による貫高把握に基づいた統一的知行宛行によるもの
(その後知行地に変動がない場合はこの知行地を記載)
- ② 天正12年9月以降の領国再編成に伴う替知宛行によるもの
(この場合(1)の旧知行地を併記する事例が多い)
- ③ 天正13年初頭の戦後処置としての宛行によるもの(加増地等)

資料④尾張における知行地の配置状況（分限帳）

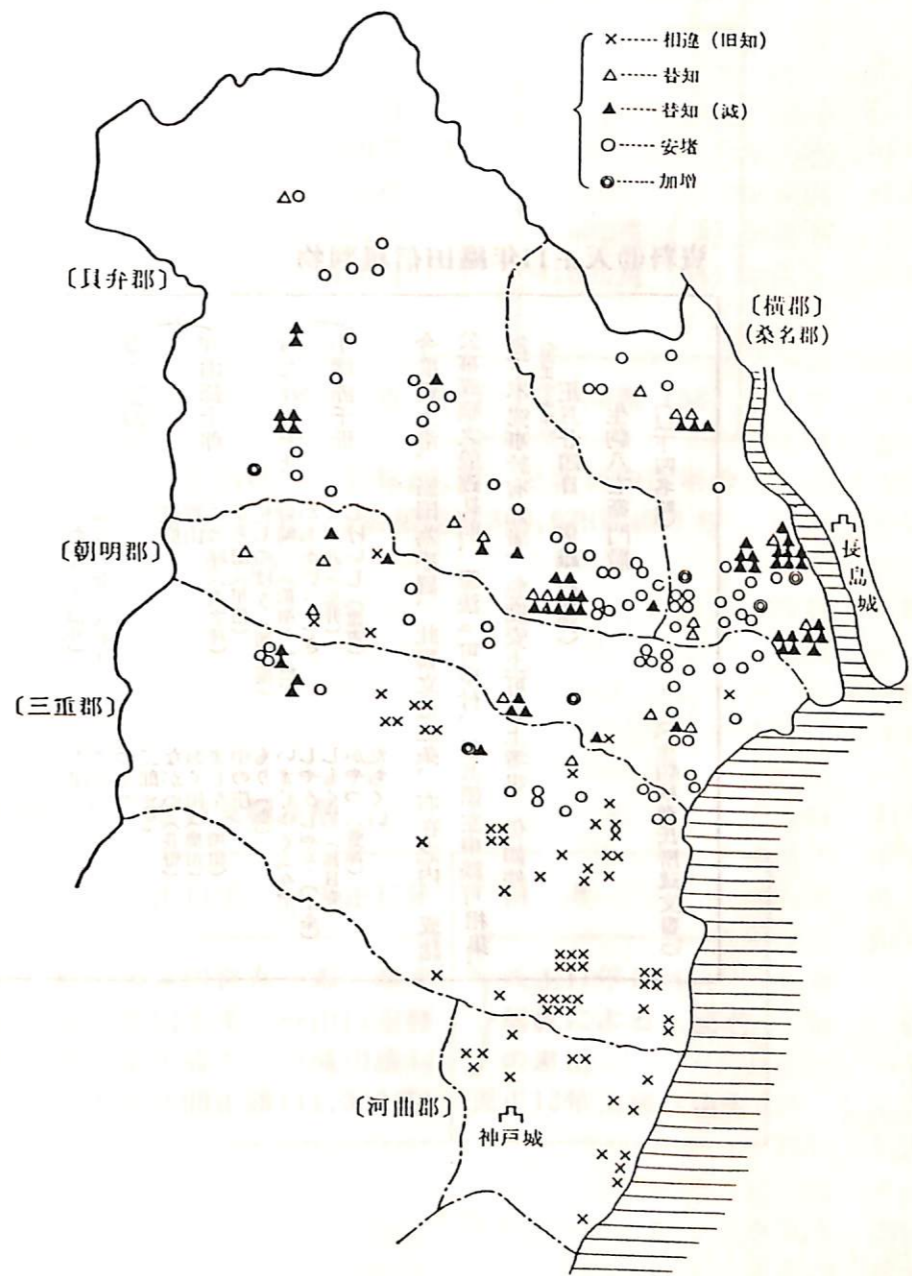


(注) 知多郡・高橋郡については省略した。
 なお点線は現木曾川河道（県境）を示す。



和歌山県史 第1巻 地理
 和歌山県史 第1巻 地理

資料⑤北伊勢における知行地の配置状況（分限帳）



資料⑥天正11年織田信雄判物

東

築田彦四郎
守山孫十郎
おた井竹千世
小幡赤千世

おた井(小田井)おふのき(大野木)
豊庭
青山
この坪(九之坪)ひら田(平田)
にしろ(西之保)野崎(鍛冶ヶ一色)
かちかい(三井)ミツ井(三井)しけいし(重吉)

下津
さかの
つゝの
二の郎(長野)ながの(奥田)おくと(増田)ました(増田)中の庄
もり(森)いまいゆく(今宿)しまじゆく(上条)しやくしやく(基目寺)かやく(重津)たちく

今度就上洛、当国為手置、此書立進之条、右在之内、或諸公事或猥之儀遂糺明、憲法ニ可申付、但其領主申談可相集、為下不究事於有之者、急度安土可言上者也、仍如件、
(天正十一年) 正月廿四日 信雄(花押)

生駒八右衛門殿
(以下四名略)
(生駒秋彦氏所蔵文書)

資料⑦分限帳の階層構成

当知高	人数	加増高(人数)	減知高(人数)
10,000貫以上	8 (4)		
～ 5,000貫	4 (3)	5,000貫 (1)	
～ 2,000貫	17 (4)	6,900貫 (4)	
～ 1,000貫	26 (8)	3,200貫 (5)	
～ 500貫	55	1,991貫 (6)	480貫 (2)
～ 100貫	345	556貫 (7)	4,606貫 (54)
100貫未満	73		
合計	528(19)	17,647貫 (23)	5,086貫 (56)

(注)「人数」のうち括弧内は、「目録別ニ有」とされ知行地の記載を欠くもの。その総高は、分限帳総高360,679貫のうち93,227貫(約4分1)を占める。

資料⑧分限帳に見えない支城主層

支城名	天正11年 → 天正12年	備考
中島郡菊安賀	浅井田宮丸 → 森 晴光	天正11年3月 信雄による三家老 の肃正 天正13年三河へ退去
愛知郡星崎	岡田重孝 → 山口重勝	
南伊勢松ヶ島	津川義冬 → 滝川雄利	
海東郡蟹江	佐久間正勝(11,300貫)	

4尾張在地武士の立場から

下村 信博

資料⑨分限帳の上級家臣(2,000貫以上)

	配列	家臣名	貫高(旧高)	天正11年~天正13年	天正14年
1	48	羽柴 三郎兵衛	38,370	南伊勢松ヶ島→北伊勢神戸	
		木造 左衛門佐	<10,274>		→北伊勢員弁郡
2	7	中川 勘右衛門	22,880	丹羽郡犬山	
3	※50	天野 佐左衛門	15,690	北伊勢長島	
4	※20	源五殿	13,000	知多郡大草	
5	49	水野 宗兵衛	13,000	知多郡緒川・三河刈屋	
6	※41	山口 半左衛門	10,147	愛知郡星崎	→北伊勢茂福
7	※21	沢井 左衛門尉	10,000	葉栗郡黒田	
8	24	池尻 平左衛門	10,000	堤内	
9	10	土方 彦左衛門	7,000(2,000)		→丹羽郡犬山
10	※22	森 久三郎	7,000	中島郡菊安賀	
11	※25	平手 大炊	6,000		
12	※52	丹羽 勘助	6,000	愛知郡岩崎	→北伊勢朝明郡
13	5	村瀬 作右衛門	4,800(500)	丹羽郡九日市場→春日井郡大留	
14	8	不破 源六	3,600	葉栗郡竹鼻→中島郡一宮	
	89	加賀野井 弥八	300(415)	中島郡加賀野井→知多郡	
15	※35	水野 小右衛門	3,130		
16	※18	吉村 又吉郎	3,000	海西郡松木	
17	※26	小坂 孫九郎	3,000	春日井郡上条	
18	9	飯田 半兵衛	2,907	南伊勢→知多郡	
19	16	与語 久兵衛	2,900	高橋郡	
20	1	生駒 式部少輔	2,850(2,500)		
21	4	松庵	2,750(1,500)		
22	397	森 清十郎	2,700	北伊勢	
23	17	平松 与左衛門	2,300	高橋郡	
24	12	於田井 竹千世	2,200	春日井郡小田井→愛知郡岩塚	
25	※28	飯尾 隠岐	2,200	中島郡奥田→?	
26	36	山本 又十郎	2,000	愛知郡日置	
27	37	村瀬 左馬介	2,000(1,000)	愛知郡古渡	
28	39	牧野 勘八郎	2,000	知多郡野間	
29	40	中根殿	2,000	愛知郡沓掛	

(注)白ぬき番号は南伊勢以来の家臣。「配列」の※印は分限帳で「目録別ニ有」とされるもの。

報告要旨

天下制覇をめざした織田信長の家臣団の中核となったのは、尾張の武士、さらには美濃の武士らであった。しかし、信長の死後、後継者をめぐって、織田一族・家臣団は分裂し、尾張を離れなかった兼松氏らは、織田信雄の家臣団に組み入れられた。

天正12年(1584)小牧・長久手の戦いに際して、尾張・美濃の武士たちは、信雄・家康方か、秀吉方に、再び去就を迫られることになったのである。二大勢力の競う中で彼らは、否応なく組み込まれざるを得なかった。尾張・美濃国境付近に所領を持つ有力な在地武士吉村氏にとっても事態は同様であった。城郭・武器その他、信雄の助力を迎えねば、大兵力の前に抗し切れぬ、その様な段階となっていた。

尾張の武士にとり、秀吉方と戦ったことの影響は、天正18年の信雄追放により決定的となった。信雄家臣団は離散し、尾張に留まった坂井氏・兼松氏には、尾張を領有した豊臣秀次に仕えた。さらに、秀次失脚後、秀吉によって、尾張地着きの武士、「尾張衆」として位置づけられていく。他方、尾張を離れた武士たちも多く、秀吉に対する反発からか、家康やその他の大名に仕えた者も少なくなかった。ただ、どちらの途をたどったにしても、信雄と旧臣らの交流が続いているのが印象深い。

尾張の在地武士にとり、小牧・長久手の戦い、そして織田信雄改易は、大きな転機であったことは明らかである。

1 織田信長時代

- ① 為扶助、兼松弥四郎名田并諸買徳、誰々如様之雖帶判形為欠所申付上、無相違可知行者也、仍状如件、

永禄九

十一月 日 信長 (花押)

兼松又四郎
(正吉)

(兼松文書)

- ② 為扶助、河野之内拾貫文申付上、全知行、不可有相違之状如件、

永禄十

十一月 日 信長 (朱印)

兼松又四郎
(正吉)

(同前)

- ③ 濃州長森長谷河甚兵衛分式百貫文事、令扶持了、糺明次第全可領知之状如件、

天正参

六月十一日 信長 (朱印)

兼松又四郎
(正吉)

(同前)

- ④ 江州知行在所

- 一、 林村 一、 竹輪寺
 - 一、 浄土寺 一、 志那之村
 - 一、 庄村 一、 河辺
- 已上參拾五石

右令扶持之畢、全可領知候也、

天正四年十月廿九日 (朱印)

兼松又四郎
(正吉)

(同前)

- ⑤ (『信長公記』卷十五)

(天正十年) 六月二日巳刻、安土には風の吹く様に、明智日向守謀叛にて信長公・中将信忠卿御父子、御一門、其外歴と御腹めされ候由、御沙汰これあり。(中略) 日比の蓄へ、重宝の道具にも相構はず、家と打捨て、妻子ばかりを引列れ列れ、美濃・尾張の人々は本国を心ざし、思ひ思ひにのかれたり。

2 小牧・長久手の戦い

- ① 其方普請諸事無由断可入精候、然者其許堺目之事候間、同名親類共之人質をも召置、其城=をき候由候、左候者其方女共、此地へ打越候て尤候、但さやうの事誰成候者、二番目のむすこを越置候由候、更へ疑候て申候=無之候、此時候間節簡要候、其方=不限、何れも長島へ妻子をよひ越候間、可得其意候也、

(天正十二年)

三月十一日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(吉村文書)

- ② 美濃地知行方之儀=付而、一書之通披見候、如何様=も才覚仕、披取候=付て、可宛行候、猶兩人可申候也、

(天正十二年)

三月十八日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

- ③ 加勢之儀申越相意得候たりとも、以猛勢取巻候ハ、少ハ加勢遣候共、可有如何候間、前かと外構などハ引退候て、本城計を専一=相拘候様=、覚悟尤候、彼等其地へ相働候事能節候間、家康相談令出馬、可打果候、可心易候、謹言、

(天正十二年)

五月五日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

- ④ 竹鼻之儀、注進之通聞届候、併可為虚説候、猶聞届重而可被申越候、次加勢之儀ハ、従先ハ如申候、五百千遣候ても、惣構ハ被持候間敷との事候、又本城之儀ハ、いさく候之間、不可及加勢候条、得其意、丈夫=可有覚悟候、将亦玉薬之儀則遣候、猶追追ハも可遣候、謹言、

(天正十二年)

六月二日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

- ⑤ 筑前至會祢参着之儀、其城調略在之由、従方々慥申来候、昼夜番ホ事不可有由断候、諸事氣遣専要候也、謹言

(天正十二年)

七月十八日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

3 織田信雄追放とその後

① (『譜牒余録』下)(大塚三郎右衛門)

(1)一、吉村又吉郎儀、私母方之祖_ニ御座候、生国尾張清洲之者_ニ御座候、織田信長公_ニ数代被召仕、尾州吉里松之木之城_ニ在城仕候、然ル処明智日向守依叛逆信長公京都於本能寺被遊御生害候付、御三男信雄卿_ニ御奉公仕、明智合戦・柴田合戦・小牧合戦・小田原陣迄相勤罷在候、其節從

(徳川家康)
権現様数通之御書、又吉郎項戴仕候、併残之御書者松浦肥前守殿家頼(来)吉村市郎在衛門与申者、私母方之從弟_ニ御座候、私儀者町人仕罷在儀_ニ御座候故、彼者方江遣申候、則市郎左衛門所持仕候、

(2)一、信雄卿御身上没落以後、伊勢国江被引込候、其刻、又吉郎(氏吉)、松之木城_ニ在城仕候_ニ付、城可明渡之旨、秀吉公被仰下候得共、又吉郎承引不在、籠城仕候、依之藤堂和泉守殿討手_ニ被差遣候得共、落城不仕候_ニ付、秀吉公御自身可被向御馬之由、被仰出候処、増田右衛門尉・富田左近兩人之手前方、又吉郎江色々手入被致、城無異儀相渡出被申ハ、身上別条在之間敷由、秀吉公御意之上ハ、城相渡可然由、扱被申候_ニ付、城相渡、其後京都江引込罷在候、然ル処、加藤主計頭殿浪人分_ニ參候様_ニ与再三被申候_ニ付、肥後江罷越、彼地_ニ吉村橋左衛門与名ヲ改、肥後之内小国与申所_ニ知行五千七百石給之、浪人分_ニ罷在候、其後高麗陣・宇土陣迄相勤申候、御嫡子肥後守殿御代_ニ浪人仕、長崎江罷越、翌年七十七_ニ而、於当地病死仕候、(中略)

二月十二日 大塚三郎右衛門

(後略)

② 猶々委細者高九助自可被申

如御札其以来不令啓上候、然者貴殿当地へ御下被成度之由被仰越候、其段自源五様も被為仰越候間、即家康へ申聞候之処、御下_ニ付而者、相心得被申之由候、尚々御下候ても、以来之御身上如何候へ共、御下被成候ハ、無沙汰被申間敷候、恐々謹言、

大久保治部少輔

九月十四日 忠隣(花押)

吉村又吉様御報 (吉村文書)

③ 熊以飛脚申入候、其許之様子長兵衛罷上口上聞届候、然者肥後殿死去之段、誠以(加藤清正)不慮成次第、可申様も無之候、其地各心中察入候、於此方皆々別而力落可有推量候、恐々謹言、

七月十一日 常真(華押)

(織田信雄)
吉村橋左衛門 (同前)

5 城郭史の立場から

千田嘉博

報告要旨

- 1 中世城郭は戦国～織豊期に地域ごとに大きく発展した。それは5地区、7地域に区分される。尾張国は求心的な機能分化型城郭の地区に属し、織豊系城郭地域の中心である。
- 2 織豊系の発達には合戦時の陣城が大きな役割を果たした。賤ヶ岳の戦いでは虎口(城の出入口)の前面に一部地続きで堀が巡りきらない出撃専用の空間、馬出しが出現した。しかし城郭の周辺を堀などで囲い込んで防御し多数の兵員を収容する総構えは未発達であった。小牧・長久手の戦いでは四方に堀を巡らした完成形の馬出しが出現した。さらに総構えも顕在化した。
- 3 小牧・長久手の戦いの陣城の多くは旧来の城館を改修したものが多く、前線の城館では居住性を犠牲にしても防御性を高める改修が行なわれたが、後方の砦では古墳をそのまま利用したものもあった。
- 4 尾張国の有力支城では戦いを契機に城郭中心部の防御性強化だけでなく、総構えの築造によって城下町が一元化され、地域支配も強化された。
- 5 このように小牧・長久手の戦いの陣城は馬出しと総構えという近世城郭の基本要素をセットで出現させ、織豊系城郭発展の重要な画期と考えられる。

I 中世城郭の発達と地域の特徴

- 北海道……………チャシ型城郭
- 東北……………城館集落型城郭
- 関東～北九州……………求心的な機能分化型城郭
 - ・後北条氏系城郭
 - ・武田氏系城郭
 - ・上杉系城郭
 - ・織豊系城郭
 - ・朝倉・浅井系城郭
 - ・毛利氏系城郭
 - ・長宗我部氏系城郭
- 南九州……………群在型城郭（東北に類似）
- 沖縄……………グスク型城郭

II 織豊系城郭の位置

III 縄張り編年と陣城

IV 城郭から見た小牧・長久手の戦い

1 城郭の分布（図1）

2 城郭改修の具体例

- ・重吉城（図2）
- ・小口城（図3）
- ・小牧城（図4）
- ・青塚城（図5）

V 尾張国の主要城郭と小牧・長久手の戦い

- ・岩崎城（図6）

VI 城郭史上の小牧・長久手の戦い（図7・8）

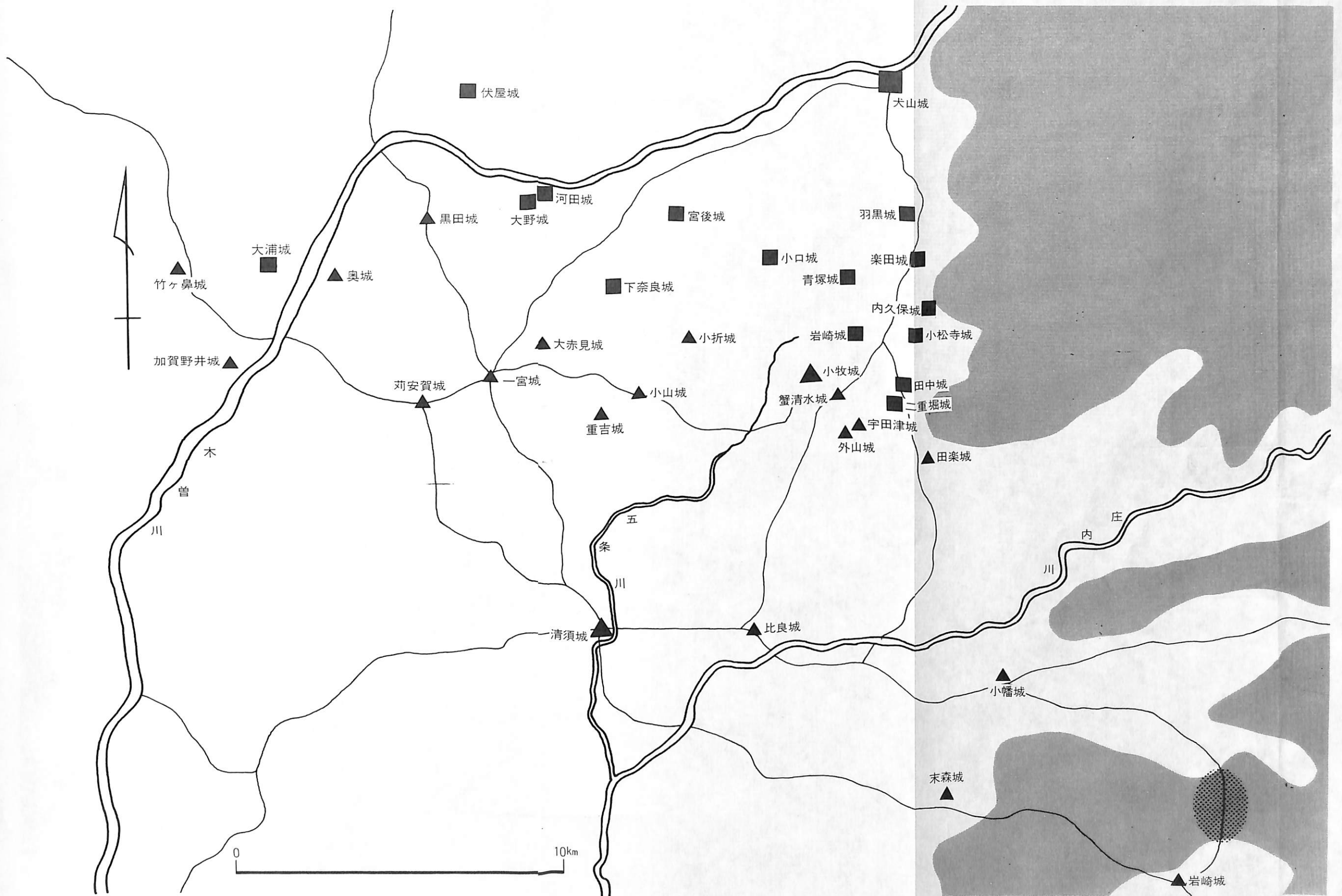
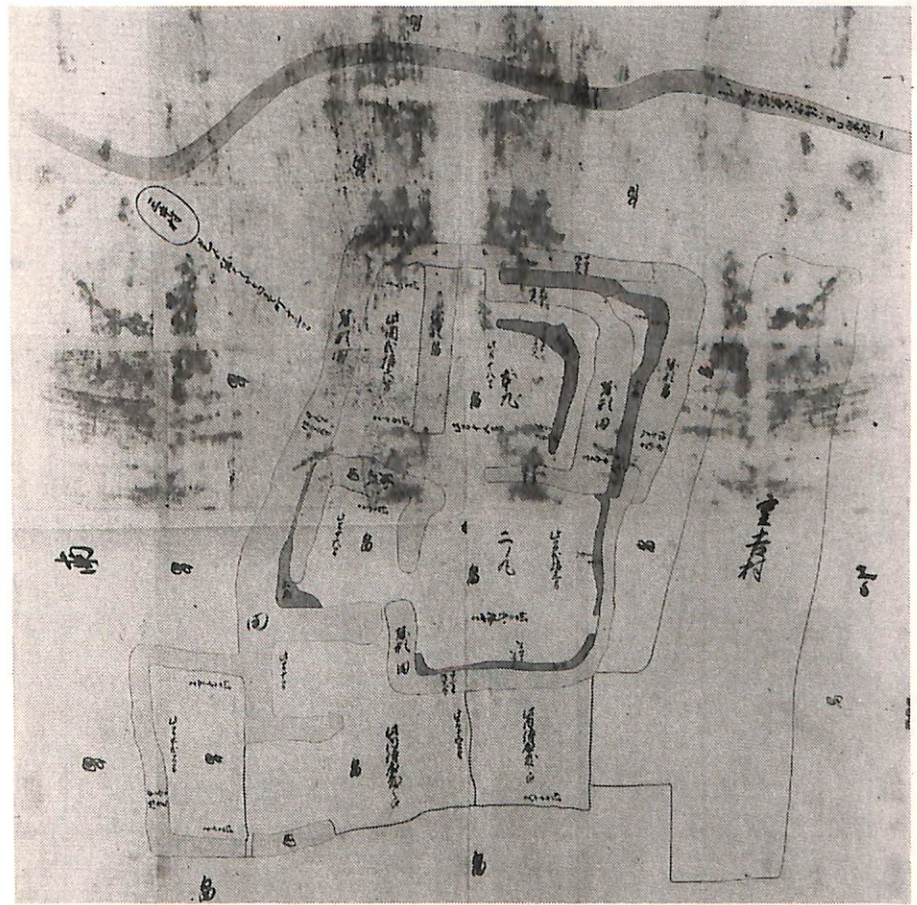
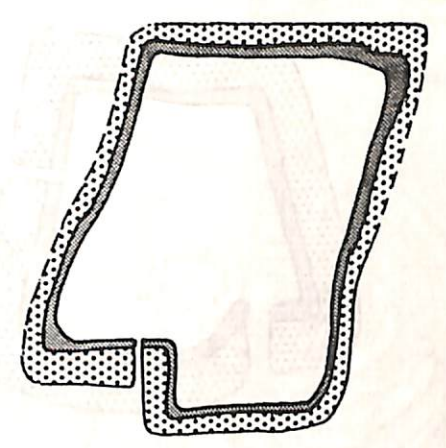
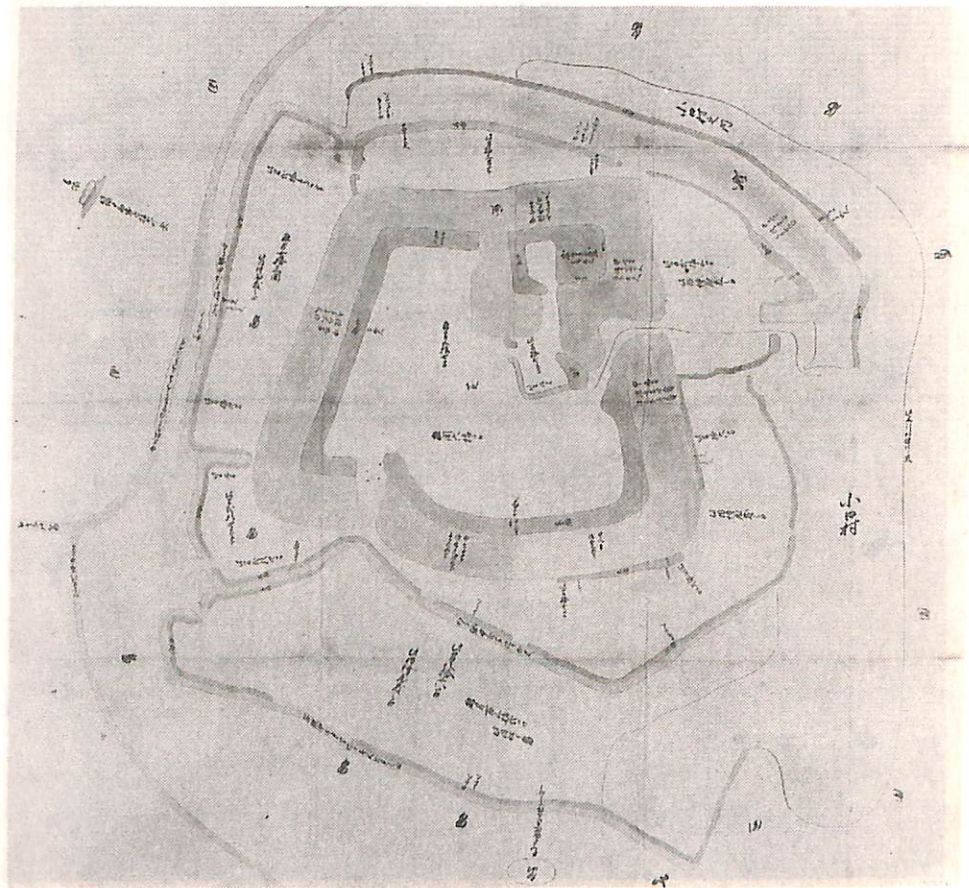
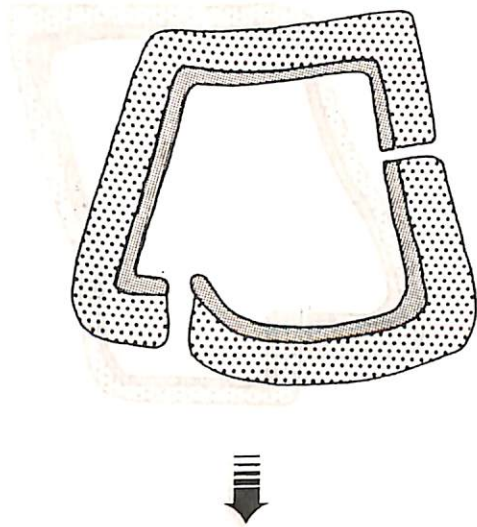


図1 小牧・長久手の戦い関係主要城郭分布図



重吉村古城絵図 (蓬左文庫蔵)

図2 重吉城



小口村古城之図 (蓬左文庫蔵)

図3 小口城

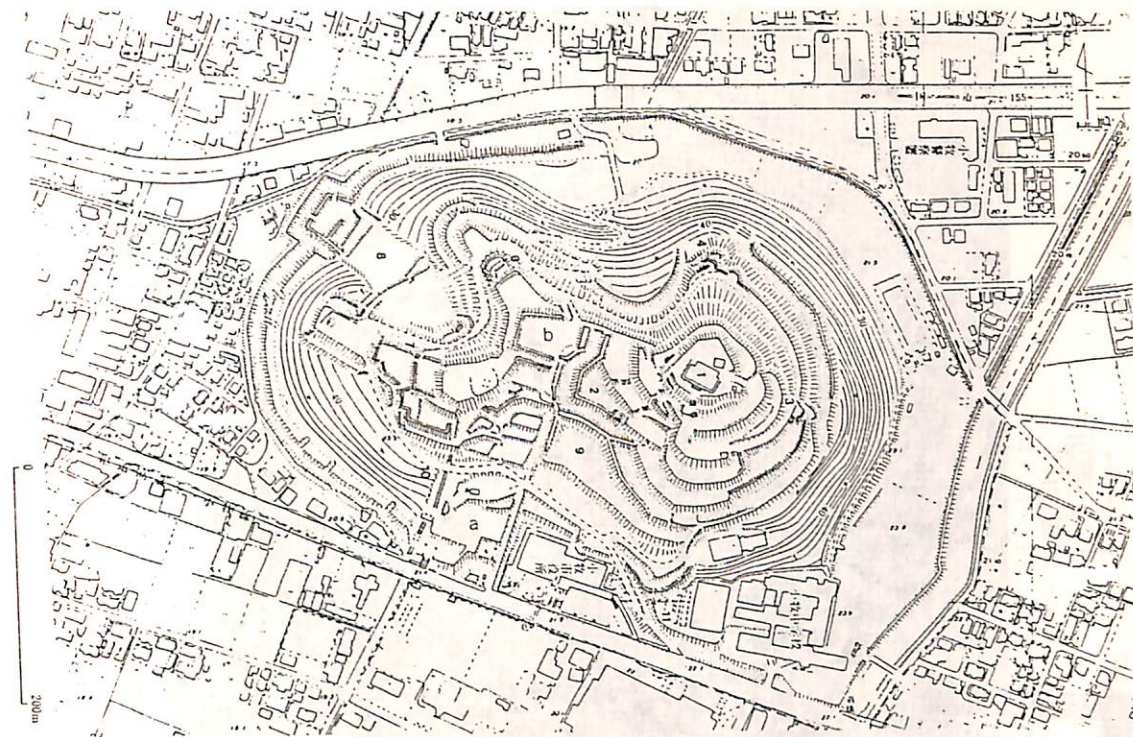


図4 小牧城図 (千田嘉博作図)

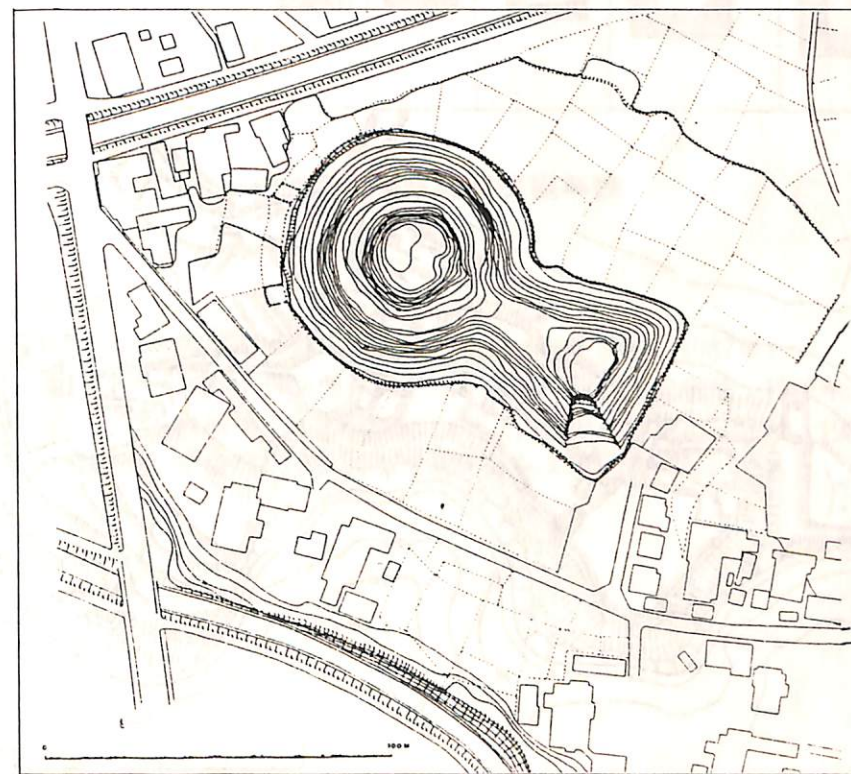


図5 青塚砦 (伊勢物語に於ける山田) 跡中第一ノ図
(愛知県教育委員会『重要遺跡指定促進調査報告VI』より)

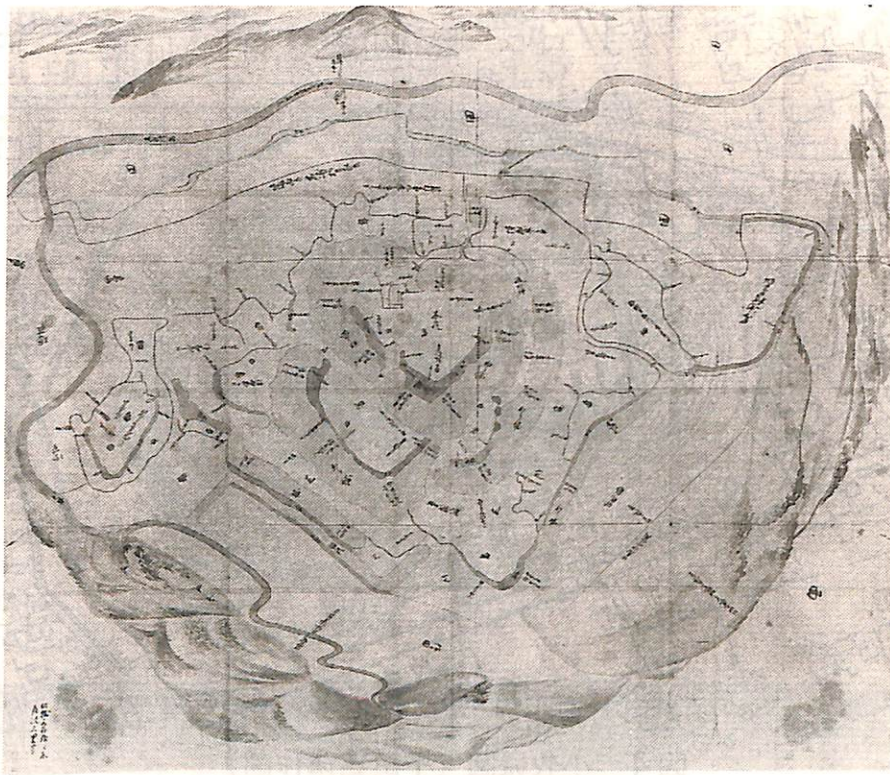


図6 岩崎村古城絵図 (蓬左文庫蔵)

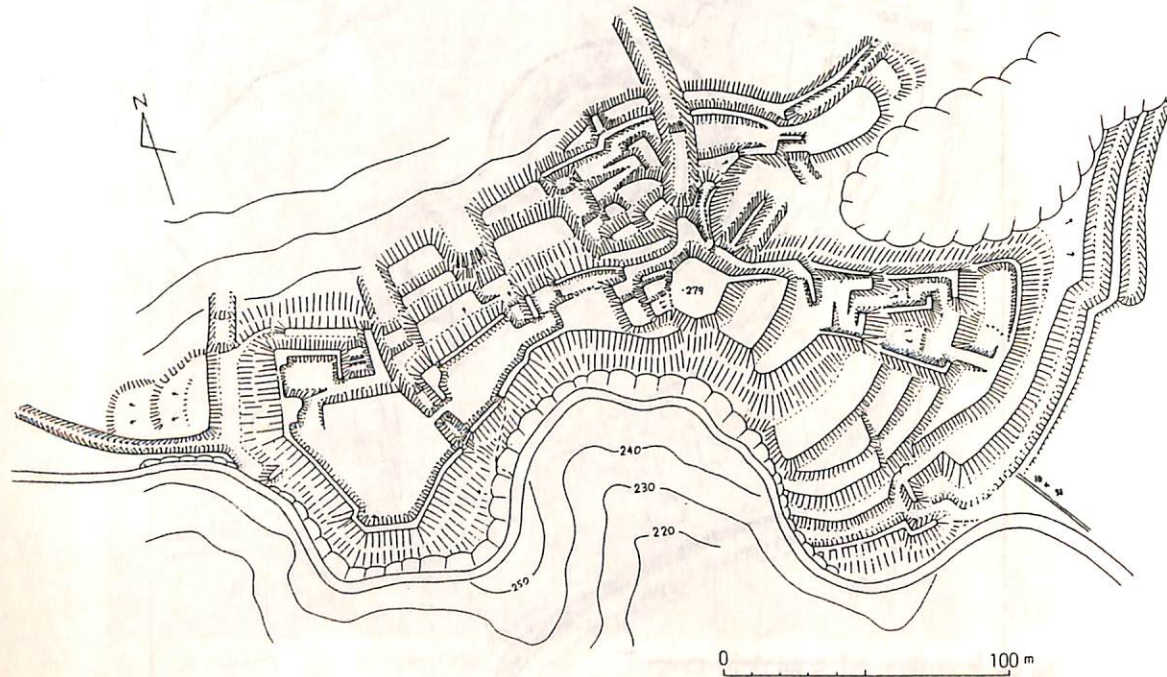


図7 一条寺城(石川県河北郡津幡町) 千田嘉博作図

	I 期 天文10年代 (1550年代)	II 期 天文10年代(1550) 永禄10年(1567)	III 期 永禄10年(1567) 天正4年(1576)	IV 期 天正4年(1576) 天正10年(1582)	V 期 天正10年(1582)			
A	1	2	3	4A	5A1	5A2(1592~)		
B				4B1	4B2	5B1	5B2(1584~)	5B3(1609~)

図8 織豊系城郭編年表

(参考文献)

- 千田嘉博 「織豊系城郭の構造」(『史林』70-2号、1987年)
 - 村田修三編 『図説中世城郭辞典』1~3巻(新人物往来社、1987年)
 - 多田暢久 「陣城プランの特徴について」(『近江の城』32号、1989年)
- (報告に使用した絵図はすべて名古屋市蓬左文庫所蔵のものである)

ご挨拶



長久手町長

山田市造

長久手古戦場が国の指定する史跡になりましてから、早50年が経ちました。その間、太平洋戦争、三河地震、南海道地震、伊勢湾台風など、幾多の苛酷な時代がありました。その渦から古戦場を守り、今日まで失うことなく受け継いで来られたことを、皆様と共に喜びたいと思います。

この節目の年を機に、改めて指定後の50年を顧みれば、そこに日々営々、先陣たちが古戦場保護に傾注した熱い郷土愛に出会えます。この郷土愛に支えられた保存への努力こそが、今日の古戦場を形づくり、私たちに歴史遺産としてもたらされたといっても過言ではないでしょう。

郷土愛は、深い郷土理解があってこそ醸成されるものです。私は、この度の「長久手の戦い」と題して展開される本シンポジウムが、必ずや皆様の郷土理解を助けるものとして信じていません。

短時日の益ではございますが、皆様と共にこの場を設けることができましてを、幸いに思います。

最後に本シンポジウムの開催にあたり、御協力をいただきました皆様に、心から御礼申し上げます。



長久手町教育委員会教育長

浅井 静男

長久手古戦場は、天正12年（1584）に起こった秀吉対家康・信雄の一連の抗争、いわゆる「小牧・長久手の戦い」のうち、最も激しい戦闘のあった戦いの跡です。現在、古戦場周辺は住宅地や公園に整備され、かつてこの地で数千とも数万ともいわれる軍勢がひしめき合い、殺りくの惨劇を演じたことすらうかがい知ることができません。

四百有余年の星霜を経て、今、私たちは平和の内にも生き、かつての凄惨な戦争を考えると、もどかしくありません。今日ここに、若き学者をお招きし、「長久手の戦い」と題してシンポジウムを開くことができましては、私たちのこの上ない喜びでございます。

本シンポジウムが長久手合戦研究の伸展に寄与するとともに、温故知新の古訓のとおり、将来に資するものとなることを希います。

講師紹介



岩澤 愿彦 いわさわのぶひこ

1921年（大10）、神奈川県に生まれる。国学院大学国史学科に学び、1949年（昭24）から東京大学史料編纂所に従事する。1982年（昭58）停年退官し、現在日本大学文理学部教授。

著書『前田利家』（人物叢書）、校註本に『信長公記』（角川文庫、奥野高広共著）、『徳川諸家系譜』、『賀茂別雷神社文庫』（共に共著）、論文には、『家忠日記の原本に就いて』（『東京大学史料編纂所報』2）、『本能寺の変拾遺』、『日記』所収天正十年夏記について一（『歴史地理』91-4）、『豊臣秀吉の切支丹成敗朱印状について』（『国学院雑誌』昭和54、11月）などがある。

新行 紀一 しかぎょうのりかず

1937年（昭12）、北海道旭川市に生まれる。1965年（昭40）、東京教育大学文学研究科博士課程修了。その後、愛知教育大学に勤務、現在同大学教授。

著書『一向一揆の基礎構造—三河一揆と松平氏』（1975、吉川弘文館）、編著『新編岡崎市史2中世』（1989）、ほか論文多数がある。



下村 信博 しもむらのぶひろ

1950年（昭25）、名古屋に生まれる。1978年（昭53）、名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。その後、同大学院研究生を経て、1981年（昭56）から名古屋博物館学芸員。

論文「天正三年織田信長の徳政について」（1983『史学雑誌』92-11）、「織田政権の徳政と知行制」（1986『戦国期権力と地域社会』）、「文献からみた清須城下町の変遷」（1989『清須—織豊期の城と都市—』研究報告編）、ほか多数がある。



千田 嘉博 せんたよしひろ

1963年（昭38）、愛知県に生まれる。1986年（昭61）、奈良大学文学部文化財学卒業。同年4月から名古屋市長官庁考古資料館学芸員

共著『図説中世城郭辞典』1～3巻（1987新人物往来社）、論文『織豊系城郭の構造』（1987『史林』70-2号）、「小牧城下町の復元的考察」（1989『ヒストリア』123号）ほか多数がある。

加藤 益幹 かとうますみき

1951年（昭26）、愛知県に生まれる。1981年（昭56）、名古屋大学大学院文学研究科後期課程修了。その後、福山女子大学短期大学部に勤務、現在同大学助教授。

論文『織田信雄の尾張・伊勢支配』（『戦国期権力と地域社会』所収）、「毛利氏天正未惣国権地について」（『歴史学研究』496号）、共著『新修修沢市史 資料編七』、ほか多数がある。

三鬼 清一郎 みきせいいちろう

1935（昭10）、東京に生まれる。

1966（昭41）、東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。その後、東京大学史料編纂所勤務を経て、現在名古屋大学文学部教授。

著書『教袍とその時代』（教育社歴史新書）、「大岡政談と朝鮮出兵」（岩波講座日本歴史・近世1）、ほか論文多数がある。



長久手町中央図書館



00873946

